

令和 7 年度
群馬県交通安全実施計画



群馬県交通安全対策会議

ま え が き

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項の規定により策定された5か年計画である「第11次群馬県交通安全計画（令和3年度～令和7年度）」を着実に推進するため、令和7年度における県内の陸上交通の安全に関し、県、国の指定行政機関及び鉄道事業者等が取り組む具体的な施策を示したものです。

令和6年中の群馬県内の交通事故情勢は、人身事故発生件数・負傷者数は、共に前年と比較して減少しましたが、死者数は49人で、前年比2名増加という状況でした。

群馬県では、人口10万人当たりの交通人身事故と自転車の関係する交通人身事故は全国ワースト上位が続いているほか、全死者数に占める65歳以上の高齢者の割合が高いなど、依然として厳しい交通事故情勢が続いています。

第11次群馬県交通安全計画では、令和7年までに「交通人身事故発生件数及び自転車の関係する交通人身事故発生件数を令和元年比3割以上減少」、「踏切事故件数ゼロ」などの目標を設定しています。

この目標に向けて交通事故を抑止するには、交通事故の実態に対応した交通安全対策はもとより、県民一人一人が主体となり、交通安全思想の普及啓発に努めるなど、総合的な取組が必要です。

誰もが安全・快適に移動できる社会の実現に向け、群馬県交通対策会議では、地域の交通実態等に即した施策を強力に推進していきます。

目 次

○ 令和7年度群馬県交通安全実施計画における基本方針の考え方

○ 基本方針

- 1 高齢者が加害者にも被害者にもならないための施策の推進
～交通人身事故を減少させるための対策～
- 2 中高生を中心とした自転車事故防止施策の推進
～自転車の事故減少に着目した対策～

○ 本編

第一章 道路交通の安全

第1節 自転車の事故減少に着目した対策

- | | | |
|-----|--------------------|---|
| 項目1 | 自転車の利用環境の総合的整備 | 1 |
| 項目2 | 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 | 1 |
| 項目3 | 交通安全に関する普及啓発活動の推進 | 2 |
| 項目4 | 自転車の安全性の確保 | 2 |
| 項目5 | 交通指導取締りの強化 | 2 |

第2節 歩行者の事故減少に着目した対策

- | | | |
|-----|---------------------------|---|
| 項目1 | 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 | 3 |
| 項目2 | 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化 | 4 |
| 項目3 | 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 | 4 |
| 項目4 | 効果的な交通安全教育の推進 | 4 |
| 項目5 | 交通安全に関する普及啓発活動の推進 | 4 |

第3節 自動車の事故減少に着目した対策

- | | | |
|-----|-------------|----|
| 項目1 | 道路交通環境の整備 | 5 |
| 項目2 | 交通安全思想の普及徹底 | 12 |
| 項目3 | 安全運転の確保 | 15 |
| 項目4 | 車両の安全性の確保 | 22 |
| 項目5 | 道路交通秩序の維持 | 24 |
| 項目6 | 救助・救急活動の充実 | 26 |
| 項目7 | 被害者支援の充実と推進 | 28 |

第二章 鉄道交通の安全

第1節 重大な列車事故の未然防止

- | | | |
|-----|-------------|----|
| 項目1 | 鉄道交通環境の整備 | 29 |
| 項目2 | 鉄道の安全な運行の確保 | 31 |
| 項目3 | 鉄道車両の安全性の確保 | 32 |
| 項目4 | 救助・救急体制の充実 | 32 |

第2節 利用者等の関係する事故の防止

- | | | |
|-----|------------------|----|
| 項目1 | 鉄道施設等の安全性の向上 | 33 |
| 項目2 | 鉄道交通の安全に関する知識の普及 | 33 |

第三章 踏切道における交通の安全

- | | | |
|-----|-----------------------|----|
| 項目1 | 鉄道事業者が主体となった施策の推進 | 34 |
| 項目2 | 道路管理者と鉄道事業者が連携した施策の推進 | 34 |

令和7年度群馬県交通安全実施計画における基本方針の考え方

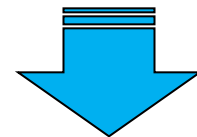
第11次群馬県交通安全計画における目標

群馬県の人口10万人当たりの交通人身事故や自転車の関係する交通人身事故は、全国平均を大きく上回っており、これらを減少させることが重要な課題となっている。このことから、第11次群馬県交通安全計画では、令和7年までに交通人身事故発生件数及び自転車の関係する交通人身事故発生件数を令和元年比で3割以上減少させることを目指すこととしている。

区分	令和元年 実績値	令和7年 目標値
交通人身事故発生件数	11,831件	8,282件
自転車の関係する交通人身事故発生件数	2,169件	1,518件



重視すべき視点～基本方針



1. 高齢者が加害者にも被害者にもならないための施策の推進 ～交通人身事故を減少させるための対策～

- 高齢者が交通事故に遭いにくい通行空間の整備が必要
- 自動車以外の移動手段を選択できる環境整備が必要
- 交通事故に遭わないため、起こさないための安全教育が必要
- 高齢者を保護するための交通指導取締りの強化が必要

(交通事故の特徴は、図1～4参照)

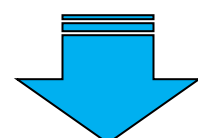
2. 中高生を中心とした自転車事故防止施策の推進 ～自転車の事故減少に着目した対策～

- 誰もが安全で快適に利用できる道路環境の整備が必要
- 交通事故に遭わないため、起こさないために段階的かつ体系的な交通安全教育が必要
- 交通安全のためのルールやマナーの普及啓発活動が必要
- 事故を未然に防止するため、指導取締りの強化が必要

(交通事故の特徴は、図5～8参照)



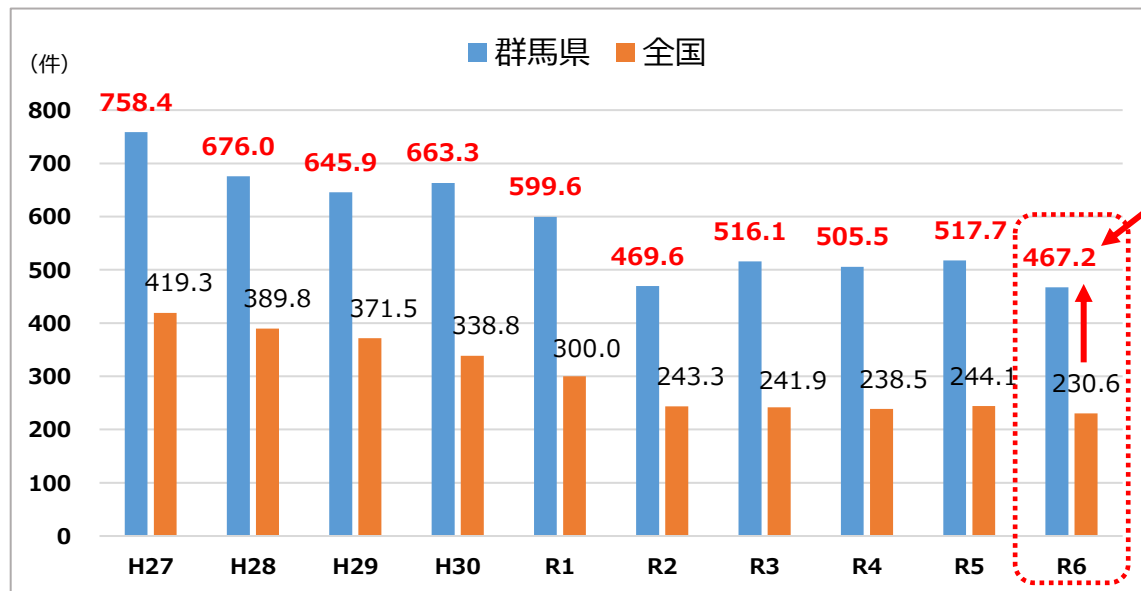
取り組むべき具体的施策



第11次群馬県交通安全計画に基づき、令和7年度における基本方針を定め、各関係部局の諸施策を連携させ、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進する。

図 1

人口10万人当たりの交通人身事故発生状況

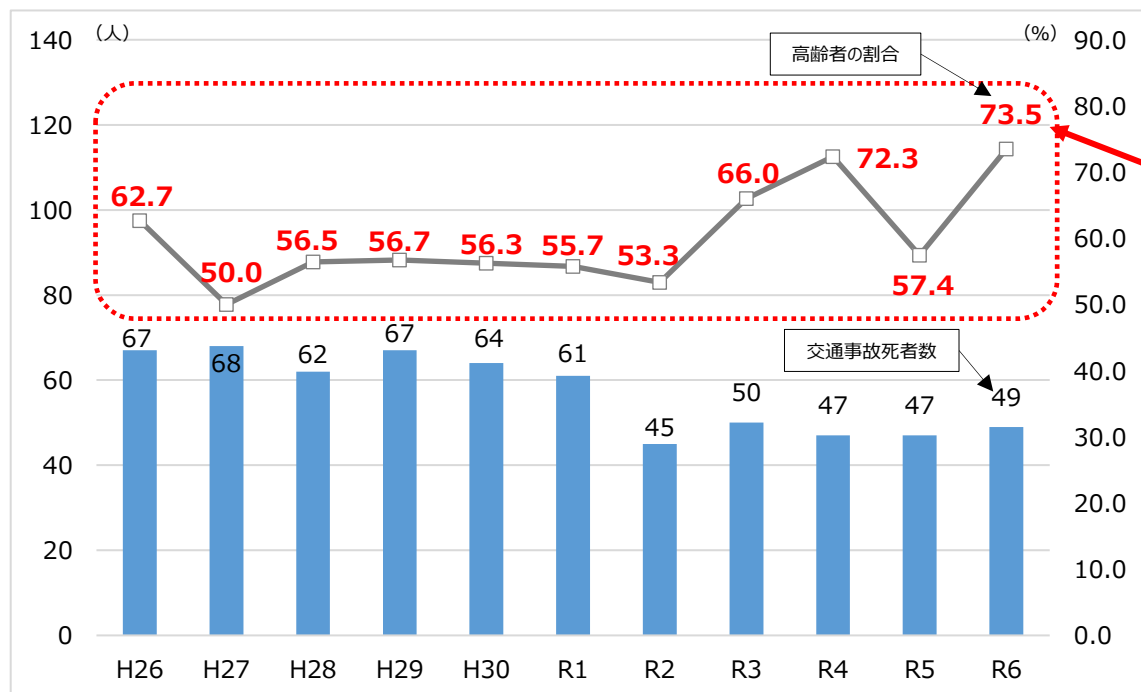


年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
群馬県の全国順位	6位	6位	5位	4位	4位	2位	2位	2位	1位	2位

(出典：県警の事故統計を基に道路管理課が作成)

図 2

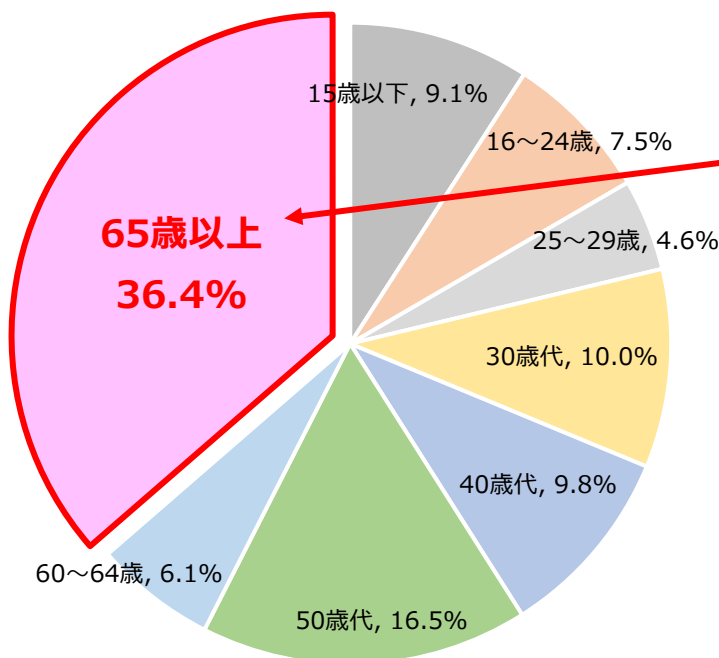
交通事故死者に占める高齢者の割合



(出典：群馬の交通事故統計)

図 3

歩行中の年齢層別死傷者の構成率（令和6年）

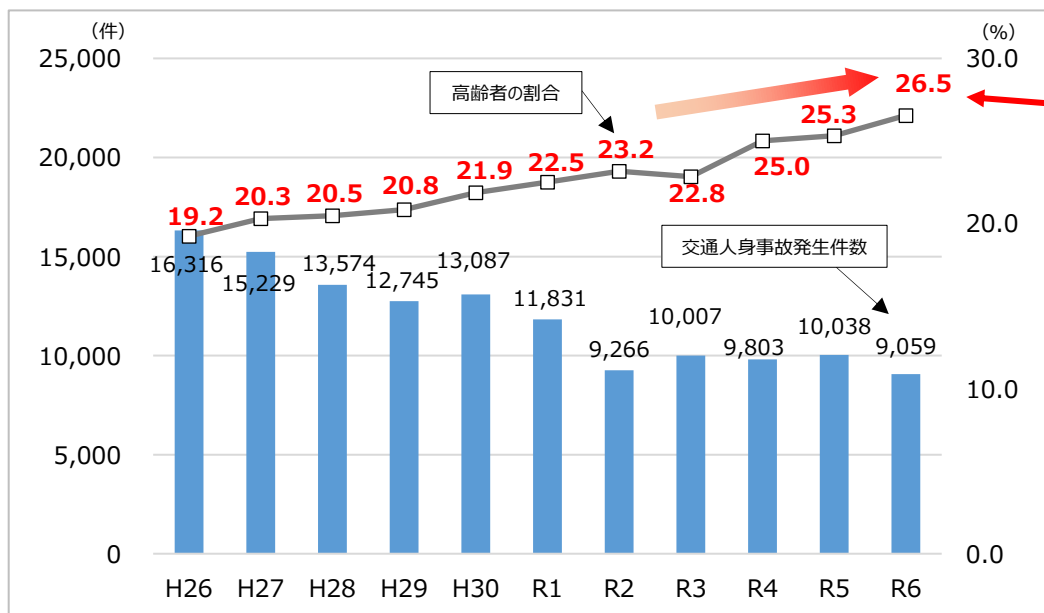


歩行中の死傷者の3割以上が高齢者

（出典：県警の事故統計を基に道路管理課が作成）

図 4

高齢者が第一当事者（原付以上）となる交通人身事故発生件数



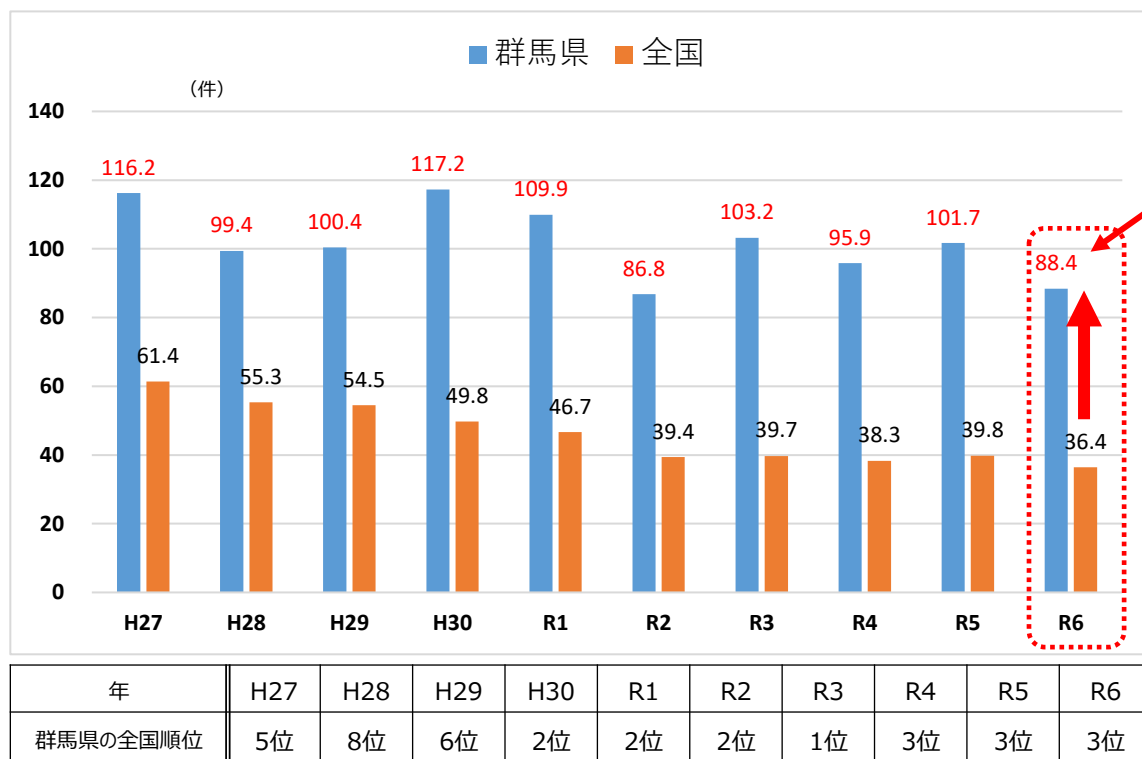
高齢者が加害者となる事故の割合は増加傾向

注）第一当事者：違反（過失）が相手方より重い者、又は違反（過失）が同程度の場合は、被害が相手方より小さい当事者をいう。

（出典：県警の事故統計を基に道路管理課が作成）

図 5

人口10万人当たりの自転車の関係する交通人身事故発生状況

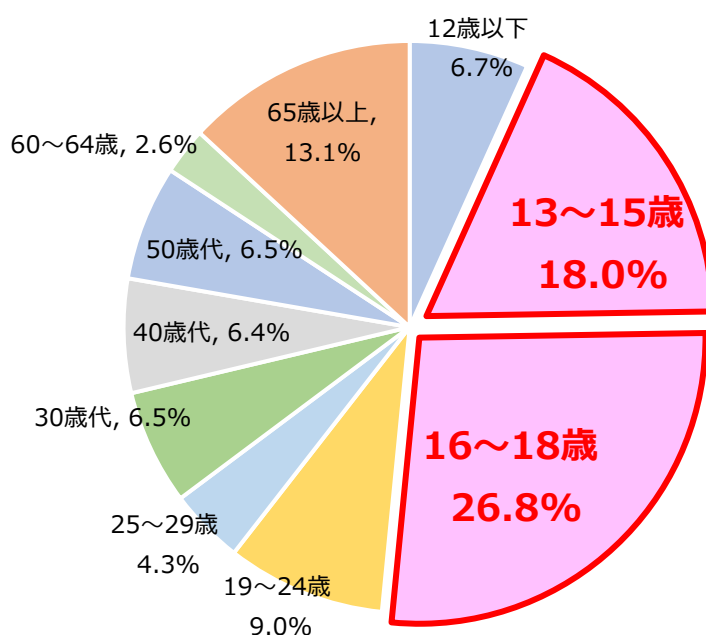


全国平均の約
2.4倍

(出典：県警の事故統計を基に道路管理課が作成)

図 6

年齢層別 自転車事故当事者（第1、2当事者）の構成率（令和6年）



自転車事故の4割以上が
中学・高校生の年代

(出典：県警の事故統計を基に道路管理課が作成)

中学生の通学時 1 万人当たりの自転車事故件数ランキング

単位：件

順位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
1 位	群馬県 33.8	群馬県 27.6	佐賀県 28.4	群馬県 29.4	群馬県 33.8	香川県 21.7	群馬県 33.1	群馬県 32.0	群馬県 34.6
2 位	香川県 25.9	香川県 22.4	群馬県 26.0	佐賀県 18.4	香川県 18.3	群馬県 21.4	香川県 18.9	香川県 16.3	徳島県 19.7
3 位	佐賀県 21.3	佐賀県 15.8	香川県 20.0	香川県 15.7	佐賀県 15.6	徳島県 16.1	徳島県 14.9	佐賀県 13.1	香川県 18.9
4 位	岡山県 18.3	宮崎県 14.6	滋賀県 13.4	山梨県 13.9	徳島県 14.7	高知県 13.9	佐賀県 14.2	徳島県 11.8	岡山県 16.0
5 位	徳島県 15.7	滋賀県 12.4	山梨県 13.1	徳島県 13.9	高知県 13.7	岡山県 11.8	栃木県 13.0	岡山県 10.5	高知県 12.1

(出典：自転車の安全利用促進委員会)

高校生の通学時 1 万人当たりの自転車事故件数ランキング

単位：件

順位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
1 位	群馬県 105.8	群馬県 92.0	群馬県 92.0	群馬県 117.6	群馬県 109.1	群馬県 88.1	群馬県 112.0	群馬県 93.6	群馬県 108.9
2 位	静岡県 73.8	静岡県 71.5	静岡県 79.3	静岡県 75.5	静岡県 75.0	静岡県 58.1	静岡県 64.3	静岡県 56.7	静岡県 64.8
3 位	山形県 50.3	宮崎県 45.6	山梨県 41.6	山梨県 41.9	宮崎県 41.0	宮崎県 33.0	徳島県 41.3	徳島県 43.3	徳島県 45.6
4 位	香川県 49.7	香川県 42.0	香川県 39.7	宮崎県 41.8	山形県 37.8	香川県 30.8	香川県 37.6	愛知県 40.0	愛知県 44.2
5 位	佐賀県 43.2	山形県 41.9	埼玉県 38.5	山形県 39.0	兵庫県 35.3	徳島県 30.6	佐賀県 34.7	埼玉県 30.8	佐賀県 33.6

(出典：自転車の安全利用促進委員会)

第一章 道路交通の安全

[第1節] 自転車の事故減少に着目した対策		
項 目	1 自転車利用環境の総合的整備	
細 目	(1) 安全で快適な自転車利用環境の整備	
[計画の方針及び概要]		高崎河川国道事務所
○ 安全かつ円滑な自転車走行空間の整備 自転車の交通量が多い路線や将来的に増加が見込まれる地域において、自転車関連事故の発生状況も踏まえ、普通自転車専用通行帯の整備を促進する。		道路管理課 交通規制課
○ 群馬県自転車活用推進計画に基づく自転車利用の促進 路肩を含む車道内に、自転車が安全に走行できる通行空間として、自転車専用通行帯や矢羽根型路面表示を整備するとともに通行空間のネットワーク化を推進し、ナショナルサイクルルート指定に向けた検討を行う。 (道路管理課所管分) 中高生の自転車通学路における自転車通行空間整備 40 百万円		
○ 自転車事故多発箇所に注意喚起看板を設置する。		
○ 大規模自転車道の維持管理 大規模自転車道において、除草や道路補修等を行い、適切な維持管理を行う。		
細 目	(2) 自転車等の駐車対策の推進	
[計画の方針及び概要]		高崎河川国道事務所
○ ステーション整備事業、駅前駐輪場整備事業 市町村等が行う駅や駅周辺の整備計画策定や交通関連施設整備を支援することにより、駅と駅周辺の総合的かつ計画的な整備を進め、鉄道利用の促進と地域の活性化を図る。		交通イノベーション推進課 道路管理課 交通規制課
項 目	2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細 目	(1) 小学生に対する交通安全教育の推進	
[計画の方針及び概要]		私学・青少年課
第2次群馬県交通安全教育アクション・プログラムに基づき、基本的な交通ルールとマナーを理解し、安全に自動車に乗車できるようにするとともに、安全に自転車を利用して道路を通行したり、歩行者として安全に道路を通行できるようにするための交通安全教育を推進する。		道路管理課 健康体育課 交通企画課
【主な施策】 ・ 自転車用ヘルメット着用を啓発するポスターの掲示、チラシ配布及び動画配信 ・ 学校と連携した交通安全教育の実施 ・ 自転車検定（ミニテスト）		
細 目	(2) 中学生に対する交通安全教育の推進	
[計画の方針及び概要]		私学・青少年課
第2次群馬県交通安全教育アクション・プログラムに基づき、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得し、道路を通行する場合は思いやりをもって、他の人々の安全にも配慮できるようにするための交通安全教育を推進する。		道路管理課 健康体育課 交通企画課
【主な施策】 ・ 自転車用ヘルメット着用を啓発するポスターの掲示、チラシ配布及び動画配信 ・ 学校と連携した交通安全教育の実施 ・ 自転車検定（ミニテスト） ・ 中高生の自転車事故発生マップ等の活用		

細 目	(3) 高校生に対する交通安全教育の推進
[計画の方針及び概要] 第2次群馬県交通安全教育アクション・プログラムに基づき、自転車の利用者及び二輪車の運転者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得するとともに、交通社会の一員として責任をもって行動することができるような社会人を育成するための交通安全教育を推進する。 【主な施策】 ・セーフティープロジェクト(セーフティーマナー)モデル校を中心とした高等学校における自転車事故防止に向けた取組の活性化 ・高校生自転車交通安全動画コンテスト ・自転車用ヘルメット着用を啓発するポスターの掲示、チラシ配布及び動画配信 ・スケアード・ストレイト教育技法による参加・体験型の自転車交通安全教室の実施 ・中高生の自転車事故発生マップ等の活用	私学・青少年課 道路管理課 健康体育課 交通企画課
項 目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
[計画の方針及び概要] ○ 安全運転管理者講習や自動車教習所等において、安全運転啓発資料を配布し、自動車ドライバーをターゲットとした安全運転教育を行う。 ○ 自転車用ヘルメットの着用を啓発するため、自転車活用推進啓発チーム「GME T」による啓発活動や、自転車活用促進協力企業と連携した啓発活動などを行う。 ○ 中高生の自転車事故発生マップや交通安全啓発動画を作成・公開し、効果的な交通安全啓発活動を行う。 ○ 群馬県自転車活用推進計画に基づく参加・体験・実践型の教育手法を活用した交通安全啓発活動を行う。 ○ 毎年5月の自転車月間、毎月15日の自転車マナーアップデーを中心に自転車マナーアップ運動を推進する。 ○ 自転車指導啓発重点地区・路線の周知及び同所を中心とした交通指導取締りを推進する。	道路管理課 健康体育課 交通企画課
項 目	4 自転車の安全性の確保
[計画の方針及び概要] ○ 群馬県交通安全条例において、自転車利用者は自転車の定期的な点検及び整備に努めるとされていることや、自転車販売者は購入者に対し、自転車の定期的な点検及び整備その他の自転車の安全な利用に関する情報の提供に努めなければならないとされていることを周知し、自転車の安全性の確保を図る。 ○ 自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に貼付されるTSマークの周知と普及促進を図る。 ○ 被害者救済を図るため、高額賠償事案に対応できる自転車保険等をホームページに掲載するなど、保険加入の促進を図る。	道路管理課 交通企画課
項 目	5 交通指導取締りの強化
[計画の方針及び概要] 信号無視、一時不停止、右側通行、携帯電話、スマートフォンを手で保持して通話又は表示された画像を注視して運転する等に対して積極的な指導・警告を行うとともに、警察官の制止に従わない等特に悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を強化する。	交通指導課

注) 項目2-(1)「小学生に対する交通安全教育」、項目2-(2)「中学生に対する交通安全教育」及び項目2-(3)「高校生に対する交通安全教育」の詳細は、第2次群馬県交通安全教育アクション・プログラムを参照

[第2節] 歩行者の事故減少に着目した対策		
項 目	1 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
細 目	(1) 生活道路における交通安全対策の推進	
[計画の方針及び概要]		道路管理課 交通指導課 交通規制課
○ 公安委員会及び道路管理者の連携により、歩行者・自転車に係る死傷事故の発生が多いエリアについて歩道整備、車両速度の抑制、通過交通の抑制等のゾーン対策に取り組み、こどもや高齢者等が安心して通行できる道路空間を確保する。 (公安委員会) ・最高速度 30 キロメートルの区域規制とする「ゾーン 30」及び同規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする「ゾーン 30 プラス」の整備 ・高輝度標識等の見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備や信号灯器のLED化の推進 (道路管理者) 歩道整備、路側帯のカラー化、防護柵の設置、道路標識の設置及び交差点改良の推進 ○ 教育委員会、道路管理者及び公安委員会が連携して、通学路の点検を実施し、判明した危険箇所について交通安全対策を実施する。 ○ 園児等の移動経路における交通安全の確保を図るため、道路管理者、公安委員会等関係部局が連携して、令和元年度に実施した合同点検実施結果を踏まえて、要対策箇所の交通安全対策を講じる。 ○ 歩行者の安全を確保するため、可搬式速度違反自動取締装置を活用した速度違反取締りや通行禁止違反の取締りを推進する。		
細 目	(2) 通学路等における交通安全の確保	
[計画の方針及び概要]		高崎河川国道事務所 道路管理課 交通規制課
○ 歩道（自転車道を含む。）の整備を推進する。 (国直轄事業) ・国道 17 号（利根郡みなかみ町羽場地区・予定） ・国道 17 号（渋川市上白井地区） (道路管理課所管分) ・歩道整備事業 国道 353 号 渋川市北牧地内ほか 27 か所 1,585 百万円 ○ 横断歩道の設置及び塗替えを推進する。		
細 目	(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備	
[計画の方針及び概要]		高崎河川国道事務所 道路管理課 交通指導課 交通規制課
○ 横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを強化する。 ○ 高齢者・身体障害者等の通行の安全と円滑を図るため、音響式信号機や歩車分離式信号及びエスコートゾーンの整備を推進するとともに、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化を進める。		
細 目	(4) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	
[計画の方針及び概要]		高崎河川国道事務所 道路管理課
高齢者や障害者等を含む全ての人が、安全で安心な社会参加の		

実現に向けた駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なバリアフリー化を推進し、安全で安心な歩行空間を整備する。	
項 目	2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
[計画の方針及び概要] バイパスの整備 (国直轄事業) 国道 17 号(上武道路、渋川西バイパス、綾戸バイパス)及び国道 50 号(前橋笠懸道路)を整備予定	
高崎河川国道事務所 道路管理課 交通規制課	
項 目	3 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	(1) 幼児に対する交通安全教育の推進
[計画の方針及び概要] 第 2 次群馬県交通安全教育アクション・プログラムに基づき、基本的な交通ルールと交通マナーを理解し、安全に自動車に乗車できるようにするとともに、歩行者として安全に道路を通行できるようにするための交通安全教育を実施する。	
こども・子育て支援課 私学・青少年課 交通企画課	
細 目	(2) 障害者に対する交通安全教育の推進
[計画の方針及び概要] 福祉活動の場等を利用した交通安全教室、字幕入りビデオの活用等身近な場所での教育機会の提供、自立歩行できない身体障害者に対する介護者、ボランティア等の付き添う者を対象とした講習会等を実施する。	
道路管理課 交通企画課	
項 目	4 効果的な交通安全教育の推進
[計画の方針及び概要] ○ 安全に道路を通行するために必要な技能・知識の習得と、その必要性を理解させるための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進 ○ 交通安全教育を行う機関・団体との情報の共有、他の関係機関・団体の求めに応じた交通安全教育のための資機材の貸与、講師の派遣、情報の提供等相互の連携による交通安全教育の推進 ○ 受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、教材等の充実化・効果的な教育手法の導入 ○ 交通安全教育の効果を確認し、必要に応じた教育の方法、教材の見直しによる効果的な交通安全教育の実施	
道路管理課 健康体育課 交通企画課	
項 目	5 交通安全に関する普及啓発活動の推進
[計画の方針及び概要] ○ 基本的な交通ルールの周知に加え、横断歩道横断時に手を上げるなどして運転者に対し横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めるなどの自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育の推進 ○ 高齢者を対象とした靴用反射シール直接貼付活動の推進	
介護高齢課 道路管理課 交通企画課	

[第3節] 自動車の事故減少に着目した対策		
項 目	1 道路交通環境の整備	
細 目	(1) 幹線道路における交通安全対策の推進	
細々目	ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進	
[計画の方針及び概要]		高崎河川国道事務所 道路管理課 交通規制課
○ 事故データから、事故要因等に即した効果の高い対策を立案し実施		
○ 対策完了後、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を実施		
○ 事故の発生割合の大きい幹線道路を事故ゼロプラン箇所として指定し、集中的な事故抑止対策を推進		
細々目	イ 事故危険箇所対策の推進	
[計画の方針及び概要]		高崎河川国道事務所 道路管理課 交通企画課 交通規制課
○ 事故の発生割合が高い幹線道路の区間等を事故危険箇所に指定し、公安委員会と道路管理者が連携した集中的な事故抑止対策		
○ 事故危険箇所における信号機の新設・改良、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化等、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等の停車帯の設置及び防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等路線ごとに最善な対策を推進する。		
細々目	ウ 幹線道路における交通規制	
[計画の方針及び概要]		交通規制課
○ 道路構造、交通安全施設の整備状況、交通状況等を勘案した速度規制や追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等の見直し		
○ 新規供用道路の道路構造、安全施設の整備状況等を勘案した適正な交通規制の実施		
○ 既供用の高速道路の交通流の変動、道路構造の改良、安全施設の整備状況、事故発生状況等を総合的に勘案した交通実態に即した規制の見直し		
○ 事故多発区間の大型貨物自動車等の通行区分規制、追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制、速度規制等の必要な安全対策の実施		
○ 交通事故、異常気象等の交通障害発生時において迅速・的確な臨時交通規制の実施		
細々目	エ 重大事故の再発防止	
[計画の方針及び概要]		高崎河川国道事務所 道路管理課 交通企画課 交通規制課
警察、道路管理者等が連携して、重大事故現場における現地診断を実施し、再発防止に向けた安全対策を講じる。		
細々目	オ 適切に機能分担された道路網の整備	
[計画の方針及び概要]		高崎河川国道事務所 道路管理課 道路整備課
バイパスの整備（再掲） （国直轄事業） 国道 17 号（上武道路、渋川西バイパス、綾戸バイパス）及び国道 50 号（前橋笠懸道路）を整備予定 （道路整備課所管分） 西毛広域幹線道路（高崎工区ほか）及び渡良瀬幹線道路（塩原工区ほか）3,170 百万円		
細々目	カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進	
[計画の方針及び概要]		東日本高速道路
事故削減に向けた総合的施策を集中的に実施する。 【舗装改良事業（高機能舗装）】～関越道、上信越道、北関東道		

細々目	キ 道路の改築等による交通事故対策の推進	
[計画の方針及び概要]		高崎河川国道事務所
○ 歩行者・自転車利用者のための道路改築事業の推進、歩道設置を伴う道路拡幅整備 (国直轄事業) 国道 17 号及び国道 18 号 (道路整備課所管分) (一) 金井高崎線(金井工区)ほか 5 工区 260 百万円		道路管理課 道路整備課
○ 交差点改良の推進 ・交差点の立体化 国道 17 号(高松・予定)(中村・予定) ・交差点改良 (主)伊勢崎深谷線茂呂町二丁目交差点 伊勢崎市茂呂町地内ほか 6 か所 430 万円		
細々目	ク 交通安全施設等の高度化	
[計画の方針及び概要]		高崎河川国道事務所
○ 道路構造・交通実態を勘案し、交通事故が発生する危険性が高い場所等における既存の信号機の多現示化、灯器の LED 化等高度化の推進		交通規制課
○ 道路の構造、交通の状況等に応じた交通安全を確保するための道路標識の高輝度化等及び道路標示の高機能舗装、高視認性区画線の整備等の推進		
細 目	(2) 交通安全施設等の整備事業の推進	
細々目	ア 交通安全施設等の戦略的維持管理	
[計画の方針及び概要]		道路管理課 交通規制課
○ 公安委員会では、整備後長期間が経過した信号機等の老朽化対策として、平成 25 年に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において策定された「インフラ長寿命化基本計画」、同計画に基づき平成 31 年に策定された「群馬県警察施設管理計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、必要性の低下した信号機の廃止を含むライフサイクルコストの削減等を推進する。		
○ 老朽化する道路付属物(防護柵、道路情報板、道路案内標識、橋梁、横断歩道施設、消融雪施設等)を適切に維持管理するため、計画的な点検により、健全性の把握を確実に実施し、施設の長寿命化を図る。		
細々目	イ 幹線道路対策の推進	
[計画の方針及び概要]		高崎河川国道事務所
○ 事故危険箇所など、事故の発生割合の大きい区間における重点的な交通事故対策を実施する。		道路管理課 交通企画課 交通規制課
○ 事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づく、信号機の改良、交差点改良等の対策を実施する。		
細々目	ウ 交通円滑化対策の推進	
[計画の方針及び概要]		交通規制課
信号機の改良(サイクル等の見直しを含む。)による交通の円滑化を推進する。		
細々目	エ ITS の推進による安全で快適な道路交通環境の整備	
[計画の方針及び概要]		交通規制課
○ 交通情報の収集、分析・提供や交通状況に即応した信号制御、 その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うための交通管制エリアの改善等交通管制システムの充実・高度化を推進する。		
○ 複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化、系統化等の信号制御の改良のほか、光ビーコンの整備により、情報収集・提供環境の拡充を推進する。		

細々目	オ 道路交通環境整備への住民参加の促進	
[計画の方針及び概要]		高崎河川国道事務所
○ インターネット、はがき、「道の相談室」等を活用し道路利用者の意見を反映する。		
○ 交通安全対策の計画段階から実施全般にわたり、住民が積極的に参加できる仕組みづくりを推進する。		
○ 安全な道路交通環境の整備に係る住民の協力と理解を得るための進捗状況・効果等を積極的に公表する。		
細々目	カ 連絡会議等の活用	
[計画の方針及び概要]		高崎河川国道事務所
警察と道路管理者が設置している、「道路交通環境安全推進連絡会議」を活用し、安全な道路交通環境の実現を図る。		道路管理課 交通規制課
細目	(3) 高齢者等の移動手段の確保・充実	
[計画の方針及び概要]		交通イノベーション推進課
○ 暮らしの足の確保		
専門家派遣による市町村支援を行い、新たな移動手段の導入を推進する。		
細目	(4) 無電柱化の推進	
[計画の方針及び概要]		高崎河川国道事務所
「群馬県無電柱化推進計画 2025」に沿った無電柱化を推進する。		道路管理課 都市整備課
○ 高崎河川国道事務所所管分		
電線共同溝（国直轄事業）国道 50 号（みどり市内）ほか 10 か所		
○ 道路管理課所管分		
補助事業 国道 462 号今泉町工区（伊勢崎市今泉町地内）ほか 14 か所 （1,250 百万円）		
○ 都市整備課所管分		
補助事業 （都）南北中央幹線（安中市安中）ほか 2 か所 （420 百万円）		
交付金事業 （都）前橋長瀬線（高崎市綿貫町）ほか 4 か所 （1,009 百万円）		
細目	(5) 効果的な交通規制の推進	
[計画の方針及び概要]		交通規制課
○ 地域の交通実態を踏まえた交通規制や交通管制の内容についての点検・見直し		
○ 交通情勢の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策の推進		
○ 一般道路における実勢速度、道路交通環境を勘案した規制速度の引き上げ、規制理由の周知措置等の推進		
○ 生活道路における速度抑制対策の積極的な推進		
○ 地域住民の意見要望を十分に踏まえた上での道路環境、交通量等に即応したきめ細やかな駐車規制の推進		
○ 公安委員会が行う交通規制の情報についてのデータベース化の推進による効果的な交通規制		
○ 信号制御については、歩行者・自転車の視点で信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押しボタン式信号の改善を行うなど、信号表示の調整等を推進する。		

細 目	(6) ITS の活用							
細々目	ア 道路交通情報通信システムの整備							
[計画の方針及び概要]						高崎河川国道事務所 交通規制課		
安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する VICS の整備 ・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。また、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、新規に光ビーコンを設置し、インフラの整備を推進する。								
細々目	イ 新交通管理システムの推進							
[計画の方針及び概要]						交通規制課		
最先端の情報通信技術等を用いて交通管理の最適化を図るため 新規に簡易図形を作成し光ビーコンの機能を活用してカーナビに情報提供することで、UTMS による ITS を推進し、安全・円滑かつ快適で環境負荷の低い交通社会の実現を目指す。								
細々目	ウ 交通事故防止のための運転支援システム等の推進							
[計画の方針及び概要]						交通規制課		
歩行者用信号の状態をスマートフォン等に表示させる等、視覚障害者の安全を支援し交通事故防止を図るシステム（高度化 PICS）、運転者に信号交差点への到着時における信号灯色等に関する情報を事前に提供することでゆとりある運転を促す信号情報活用運転支援システム（TSPS）等の UTMS の整備を推進する。								
細々目	エ ETC2.0 の展開							
[計画の方針及び概要]						高崎河川国道事務所		
事故多発地点、道路上の落下物等の注意喚起等に関する情報を提供することで安全運転を支援します。また、収集した速度データや利用経路・時間データなど、多種多様できめ細かいビッグデータを活用し、道路を賢く使う取組を推進します。								
細 目	(7) 交通需要マネジメントの推進							
[計画の方針及び概要]						交通イノベーション推進課 道路管理課 都市整備課 交通規制課 鉄道事業者		
○ 人口減少と高齢化の更なる進展による交通需要の変化に対応した「誰もが安全で快適に移動できる社会」の実現に向けて、多様な移動手段を確保するための取組を推進する。 (公共交通網の整備・維持) ・地域的な暮らしの足の確保 暮らしの足の導入支援、UD タクシー車両導入支援など ・基幹公共交通軸の確保・維持 中小私鉄等振興、地方バス路線対策・市町村乗合バス対策、ステーション整備、交通施設バリアフリー化、M a a S 社会実装支援、地域公共交通計画策定など								
細 目	(8) 災害に備えた道路交通環境の整備							
細々目	ア 災害に備えた道路の整備							
[計画の方針及び概要]						高崎河川国道事務所 道路管理課 道路整備課		
山間部における落石等の自然災害を未然に防止するため、危険箇所を整備する。								
(単位：百万円)								
工 種	国庫補助事業		交付金事業		県単独事業		合計	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
道路防災	0	0	22	760	0	0	22	760

細々目	イ 災害に強い交通安全施設等の整備	
[計画の方針及び概要]		高崎河川国道事務所 道路管理課 交通規制課
○ 交通管制センター、光ビーコンの交通安全施設の整備を推進する。		
○ 停電に起因する信号機機能停止防止のための非常用電源付加装置の整備を推進する。		
○ 老朽化した信号機、道路標識・道路標示等の計画的な更新を推進する。		
細々目	ウ 災害発生時における交通規制	
[計画の方針及び概要]		高崎河川国道事務所 道路管理課 交通規制課
○ 緊急交通路の確保、被災地への車両の流入規制等の交通規制を迅速・的確に実施する。		
○ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく交通規制を的確に実施するため被災地への車両流入の抑制、迂回指示・広報を実施する。		
○ 災害状況・交通規制等に関する情報を提供する道路交通情報板の修繕を進める。		
○ 大規模災害発生時における迅速な救命救助、救援活動を支援するため、平成 31 年に策定した「群馬県道路啓開マニュアル」に基づき、迅速な道路啓開が可能な道路管理体制を構築する。		
細々目	エ 災害発生時における情報提供の充実	
[計画の方針及び概要]		高崎河川国道事務所 道路管理課 交通規制課
○ 道路の被災状況、道路交通状況の迅速・的確な収集・分析・提供による復旧や緊急交通路、緊急輸送路等の確保、道路利用者等への道路交通情報を提供する。		
○ 地震計、道路交通監視カメラ、車両感知器、道路交通に関する情報提供装置、通信施設、道路管理情報システム等の整備を推進する。		
○ インターネット等情報通信技術（I T）を活用した道路・交通に関する災害情報等を提供する。		
細 目	（９）総合的な駐車対策の推進	
細々目	ア きめ細かな駐車規制の推進	
[計画の方針及び概要]		交通規制課
○ 時間、曜日、季節等による交通流・量の変化等の時間的視点と道路空間ごとの交通環境や道路構造の特性等の場所的視点の両面からの現行規制の見直しを推進する。		
○ 地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進する。		
細々目	イ 違法駐車対策の推進	
[計画の方針及び概要]		交通指導課
○ 悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反に重点を置き、地域の実態に応じた取締活動ガイドラインによるメリハリを付けた取締りを推進する。		
○ 道路交通環境等当該現場の状況を勘案し、取締活動ガイドラインの見直しを図る。		
○ 放置違反金納付命令及び使用制限命令を積極的に活用し、放置駐車違反車両の使用に対しての責任追及を強化する。		
○ 交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反の運転者に対しての責任追及を徹底する。		
細々目	ウ 駐車場等の整備	
[計画の方針及び概要]		高崎河川国道事務所 都市整備課
○ 駐車場整備に関する調査を推進し、自動車交通が混雑する地区等における駐車場整備地区の指定を促進する。		
○ 総合的な駐車対策を行うための、駐車場整備計画の策定を推進する。		
○ 大規模な建築物に対する駐車場の整備を義務付ける附置義務条例の制定の促進及び民間駐		

車場の整備を促進する。 ○ 都市機能の維持・増進を図るべき地区及び交通結節点等重点的に駐車場の整備を図るべき地域における、公共駐車場の整備を積極的に推進する。 ○ 既存駐車場の有効利用を図るための、駐車場案内システム・駐車誘導システムの高度化を推進する。 ○ 郊外部からの過剰な自動車流入を抑止し、都心部での交通の混雑を回避するため、パークアンドライドの普及のための駐車場等の環境整備を推進する。		
細々目	エ 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚	
[計画の方針及び概要]		交通企画課
○ 違法駐車排除等に関する広報・啓発活動の実施		交通規制課
○ 関係機関・団体との密接な連携と地域交通安全活動推進委員の積極的活動による違法駐車締め出し気運の醸成と高揚を図る。		
細々目	オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進	
[計画の方針及び概要]		交通指導課
○ 自治会、地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組を促進する。		交通規制課
○ 路外駐車場や路上荷捌きスペースの整備、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。		
細 目	(10) 道路交通情報の充実	
細々目	ア 情報収集・提供体制の充実	
[計画の方針及び概要]		交通規制課
安全かつ円滑な道路交通を確保するため、光ビーコン、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図るとともに、交通管制エリアの拡大等交通管制システムの充実・高度化を図る。		
細々目	イ ITS を活用した道路交通情報の高度化	
[計画の方針及び概要]		関東総合通信局
○ ITS の高度化やそれを支える無線通信システムの整備・拡充を図るため、5.8GHz帯を使用したETC2.0の利活用などについて通信面における技術的な支援を行うなど、関係機関の取組を支援していく。		交通規制課
○ 交通の分散による交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を図るため、各種システムの整備・拡充を図るとともに、カーナビ等を活用し、渋滞回避支援や安全運転支援、災害時の支援に関する情報提供を行うサービスを推進することにより、情報提供の高度化を図る。		
細々目	ウ 分かりやすい道路交通環境の確保	
[計画の方針及び概要]		高崎河川国道事務所
○ 利用者のニーズに即した分かりやすい案内標識、規制標識等の整備を推進する。		道路管理課
○ 主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記の推進や、英語併記が可能な規制標識の整備の推進等により、国際化の進展への対応に努める。		交通規制課

細 目	(11) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	
細々目	ア バス停留所の安全性確保	
[計画の方針及び概要] ○ バスがバス停留所に停車した際に、横断歩道や交差点にその車体がかかるなどの「交通安全上問題と思われるバス停留所」の対策及び解消に取り組む。 ○ 今後、新たに「交通安全上問題と思われるバス停留所」が発生することを防ぐため、道路・街路整備、土地区画整理等の事業計画を策定する際には、バス事業者と事前調整を図る。		群馬運輸支局 高崎河川国道事務所 交通インベーション推進課 道路管理課 道路整備課 都市計画課 交通規制課
細々目	イ 道路の使用及び占用の適正化等	
[計画の方針及び概要] ○ 道路使用及び占用の適正化 - 道路使用の適正化 円滑な交通の流れを阻害するおそれのある道路工事・作業の実施時期や方法等を的確に管理して、道路使用の集中を抑制するための調整指導を行う。また、交通安全活動推進センター調査員による現地調査を始め、無許可道路使用及び許可条件違反に対する指導取締りを強化し、道路使用の適正化に努める。 - 道路占用の適正化 道路の占用については、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び群馬県道路占用規則（昭和 57 年群馬県規則第 26 号）に基づき適正な運用を図り、占用物件の維持管理の適正化について指導を強化する。 ○ 不法占用物件の排除等 - 実態把握及び強力な指導取締りによる道路不法占用物件排除を実施する。 - 不法占用等の防止を図るための沿道住民に対する積極的な啓発活動及び「道路ふれあい月間」等を中心とした道路の愛着思想の普及に努める。 - 工事等を効果的に実施するためのデジタル地図の活用及びデータ処理を行うコンピュータ・マッピング・システムの段階的活用を拡大する。		高崎河川国道事務所 道路管理課 交通規制課
細々目	ウ こどもの遊び場等の確保	
[計画の方針及び概要] ○ 児童館（児童センター）・放課後児童クラブ等整備に対する財政的支援 - 次世代育成支援対策施設整備交付金により児童館（児童センター）の整備費を補助する。 - 子ども・子育て支援施設整備交付金により放課後児童クラブの整備費を補助する。 ○ 都市公園整備事業 - 群馬県都市公園活性化計画ほか 4 市 6 公園の都市公園整備事業を実施する。 - 群馬県都市公園安全・安心推進計画（防災・安全）ほか 10 市 3 町 133 公園の都市公園整備事業を実施する。		こども・子育て支援課 都市整備課
細々目	エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限	
[計画の方針及び概要] 道路の構造の保全や交通の危険防止のため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）等に基づき、的確かつ迅速な通行の禁止又は制限を行う。		高崎河川国道事務所 道路管理課 東日本高速道路

細々目	オ 地域に応じた安全の確保									
[計画の方針及び概要]							高崎河川国道事務所 道路管理課			
積雪寒冷地域の冬期路面凍結に起因する交通事故の防止を図るため、消融雪施設の整備を進める。また、雪崩による交通事故及び通行止めの防止を図るため、スノーシェッド等の整備を進める。										
(単位：百万円)										
区 分	国直轄事業		国庫補助事業		交付金事業		県単独事業		合 計	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
消融雪施設	0	0	0	0	7	435	0	0	7	435
雪崩対策工	0	0	4	99	3	90	0	0	7	189

項 目	2 交通安全思想の普及徹底									
細 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進									
細々目	ア 成人に対する交通安全教育の推進									
[計画の方針及び概要]							道路管理課 交通企画課			
第2次群馬県交通安全教育アクション・プログラムに基づき、特に、初心運転者や若者の運転者については、正しい運転の技能及び知識が定着しておらず、逸脱した運転方法が身に付いてしまうことがあるため、安全運転に必要な技能及び知識の定着を図れるような交通安全教育を実施する。										
【主な施策】										
・ 自転車用ヘルメット着用を啓発するポスターの掲示、チラシ配布及び動画配信										
・ 企業の新入社員等を対象とした交通安全教室										
細々目	イ 高齢者に対する交通安全教育の推進									
[計画の方針及び概要]							介護高齢課 道路管理課 交通企画課			
第2次群馬県交通安全教育アクション・プログラムに基づき、加齢に伴う身体機能の変化等を踏まえ、歩行者として安全に道路を通行したり、自動車を安全に運転するために必要な技能及び知識を習得できるような交通安全教育を実施する。										
【主な施策】										
・ 高齢者宅個別訪問による靴用反射シールの直接貼付活動										
・ 高齢運転者ミーティングの実施										
・ 75歳以上の高齢者宅個別訪問による交通安全教育の推進										
・ 自治体等と連携した交通安全教室										
・ 高齢者を対象としたアンケート結果に基づく「交通安全ワンポイントアドバイス」の周知及び同アンケート結果に基づく交通安全教育の推進										
細々目	ウ 外国人に対する交通安全教育の推進									
[計画の方針及び概要]							道路管理課 交通企画課 運転免許課			
○ 外国語チラシ（8か国語）を活用し、我が国の交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教育の推進										
○ 外国人を雇用する使用者等の交通安全意識を高め、雇用等されている外国人の積極的な講習会参加の促進										
○ 運転免許試験の多言語化による免許取得時における安全教育の拡充										
○ 企業や学校と連携した交通安全教室										

細 目	(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細々目	ア 交通安全運動の推進	
[計画の方針及び概要]		道路管理課 交通企画課
令和7年度交通安全活動計画に基づき、各季の交通安全運動を推進する。		
○ 重点		
・高齢者の交通事故防止		
・こどもの交通事故防止		
・自転車の交通事故防止		
・飲酒運転の根絶		
・夕暮れ時と夜間の交通事故防止		
・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底		
○ 年間スローガン		
危ないよ スマホばかり 見てる君		
○ 実施期間		
・春の全国交通安全運動 4/ 6～ 4/15		
・夏の県民交通安全運動 7/11～ 7/20		
・秋の全国交通安全運動 9/21～ 9/30		
・冬の県民交通安全運動 12/ 1～12/10		
細々目	イ 横断歩行者の安全確保	
[計画の方針及び概要]		道路管理課 交通企画課
四季の交通安全運動、交通安全教育、交通指導取締り等あらゆる機会を通じて、横断歩道は歩行者が優先であることを認識させる活動を実施する。		
細々目	ウ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底	
[計画の方針及び概要]		道路管理課 交通企画課
衝突実験映像やシートベルトコンビンサーを使用した被害軽減効果を実感できる交通安全教育を推進する。		
細々目	エ チャイルドシート等の正しい着用の徹底	
[計画の方針及び概要]		道路管理課 交通企画課
チャイルドシート、ジュニアシートの正しい着用と効果についての啓発を推進する。		
細々目	オ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進	
[計画の方針及び概要]		道路管理課 交通企画課
○ 飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発の推進		
○ 交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携したハンドルキーパー運動の普及啓発		
○ 地域、職域等における飲酒運転根絶の取組をさらに進め、「飲酒運転を絶対にしない・させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成		
細々目	カ 効果的な広報の実施	
[計画の方針及び概要]		メディアプロモーション課 県民活動支援・広聴課 道路管理課 交通企画課 東日本高速道路
○ 効果的な広報啓発活動等の推進による交通マナーの向上 あらゆる広報媒体を活用して各種交通安全活動の広報啓発を図る。また、市町村及び交通関係機関・団体等と連携した各種交通安全日の周知や、交通安全キャンペーン等を積極的に展開し、県民一人一人が交通安全を自らの問題としてとらえ、日常生活の中で交通マナーを向上するように、効果的な広報啓発活動を推進する。		

【各種広報手段の活用】

名称	内容
ぐんま広報	各季の交通安全運動、各種イベントの開催、県で推進している交通安全対策等に関する広報を掲載・放送する。
ぐんま情報トッピング(エフエム群馬)	
「ニュースジャスト6」内コーナー、	
「ニュース eye 8 (ホリスアイ)」(群馬テレビ)	
「ワイグル P R E F」(エフエム群馬)	
県ホームページ	
県 SNS	
動画・放送スタジオ「tsulunos」	
群馬県警ホームページ	交通安全や道路交通法の改正等に関する情報及び事故分析・統計資料等をタイムリーに提供する。
県警 X (旧ツイッター)	
県警フェイスブック	
ポスター掲出、チラシ配布	交通安全や道路交通法の改正に関するポスター・チラシ等を作成し配布する。
ビデオプロジェクター貸出	交通安全教育の充実のため、ビデオプロジェクターを貸し出す。
教育用 DVD 貸出	交通安全教育用 DVD を貸し出す。

○ 高速道路における啓発活動の実施

高速道路における交通安全について、道路交通情報板・ハイウェイラジオ・チラシ・ポスター等を活用し、ドライバーや同乗者への交通安全啓発活動を実施する。また、交通混雑時期においては、関係機関と連携し、サービスエリア等でキャンペーンを実施する。

細々目 キ その他の普及啓発活動の推進

〔計画の方針及び概要〕

道路管理課

交通企画課

○ ドライバーを対象とした自転車事故対策

自転車事故の多くが自動車との出会い頭事故であることに着目し、ターゲットを絞った自転車事故防止戦略を自動車ドライバーに対してハード・ソフト両面から行う。

○ 令和7年度高齢者・初心者しあわせドライブの実施

高齢運転者や初心運転者の交通事故を防止し、交通安全意識の普及啓発を図るため、3人1組で無事故・無違反を目指す安全運転コンテストを実施する。

○ 横断歩道上における歩行者優先等を徹底するための広報・指導の推進

運転者に対する横断歩道手前における減速義務と横断歩道における歩行者優先義務の再認識を図る。また、歩行者に対しては、横断歩道付近等における交通ルールを遵守した横断歩道の利用について周知徹底を図り、自動車運転者と歩行者双方の遵法意識の高揚を図る。

○ 「ライト上向き」対策の実施

横断歩行者等、危険の早期発見を図るため、対向車等に配慮した夜間における「ライト上向き」を推進する。

○ 初心運転者、高齢運転者等に対する思いやり運転の推進

初心運転者標識(初心者マーク)や高齢運転者標識(高齢者マーク)等表示車に対する「思いやり運転」の意識を醸成し、運転が未熟な初心運転者、高齢運転者等が安心して運転できる交通社会の実現を図る。

○ 二輪車対策の推進		
関係機関・団体等と連携して、地域、職場、学校等の場において、二輪車の特性、二輪車事故の実態、乗車用ヘルメットの正しい着用方法、プロテクター等の転倒時の被害を軽減する装備品の着用等に関する講習会等を開催し、二輪運転者の交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図る。また、高速道路における自動二輪車の二人乗りの運転特性及び法規制の内容等について講習を行うなど、二人乗りに関する交通安全教育の徹底を図る。		
○ 「かもしれない運転」の実践に関する広報啓発の推進		
ドライバーに対し、危険を予測した「かもしれない運転」の実践を訴える。		
○ 運転中の携帯電話の使用等の危険性に関する広報啓発の推進		
運転中の携帯電話使用の危険性を訴える。		
○ 悪質・危険性の高い運転を許さない環境づくりの促進		
地域や職場、家庭において、飲酒運転・無免許運転及び妨害運転等悪質・危険性の高い運転を絶対に許さない環境づくりの促進に努める。		
細々目	ク 特定小型原動機付自転車に関する交通ルール の周知等	
[計画の方針及び概要]		私学・青少年課 道路管理課 健康体育課 交通企画課
○ 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールについて、関係機関や関係事業者等と連携し、効果的な交通安全教育を実施するとともに、ウェブサイトやSNS等による情報発信等効果的な広報啓発活動を実施し、周知を図る。		
○ 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を適切に運用し、運転者の交通ルールに対する遵法意識を醸成する。		
○ 乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、運転者に対して、乗車用ヘルメットの着用促進を図る。		
細 目	(3) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	
[計画の方針及び概要]		道路管理課 交通企画課
○ 市町村の交通安全施策に対する支援		
・ 交通指導員活動促進費補助（新規交通指導員への制服代助成）3,075千円 交通指導員活動を促進するため補助金を交付する。		
○ 交通安全大会の開催		
交通安全活動に功労のあった個人・団体を表彰し、士気の高揚・交通安全活動の活発化等を図るため、群馬県交通安全大会を開催する。		
細 目	(4) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	
[計画の方針及び概要]		道路管理課 交通企画課
県内の交通死亡事故発生場所・時間・事故形態等をホームページで公開し、県民に交通危険個所を周知するとともに、交通安全意識の醸成を図る。		
○ 「命を救う思いやり 110 番通報」の周知		
重大事故を未然に防止するため、道路上で寝ている人や車道を歩いている高齢者等を見かけたときに速やかな 110 番通報を求める「命を救う思いやり 110 番通報」の更なる周知		
項 目	3 安全運転の確保	
細 目	(1) 運転者教育等の充実	
細々目	ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	
[計画の方針及び概要]		運転免許課 運転管理課
○ 自動車教習所の教習の充実		
総合検査、随時検査等を通じて指導を強化し、教習水準の向上を図る。		
○ 外国免許からの日本国免許切替申請に伴う適正な審査と安全運転教育の充実を図る。		
・ 切替申請時における「知識の確認」及び「技能の確認」について、厳格な審査を実施する。		
・ 免許切替者に対して、交通安全に関するリーフレット等を配布するとともに、安全運転の		

ワンポイントアドバイスを推進し、外国人運転者の安全運転意識の向上を図る。

○ 運転免許試験合格者に対する教養

試験合格者に初心運転者用教養資料を配布して、初心運転者が起こしやすい交通事故を未然に防止するための講話を行うとともに、教習所卒業者の抽出による運転技能確認等、実践的な教養を積極的に推進する。

細々目	イ 運転者に対する再教育等の充実
-----	------------------

[計画の方針及び概要]

運転管理課

○ ドライビングセミナーの実施

県内の指定自動車教習所において、免許取得後1年を目安として、初心運転者が無料で受けられるドライビングセミナーを開設し、事故につながる癖や思い込みを矯正し、技術的な問題についても指導することで運転技術を向上させ、初心運転者事故の防止を図る。

○ 法定講習の充実

・ 初心運転者講習

実施機関に対し、初心運転者の交通事故の特徴等の資料提供を積極的に行う。

・ 若年運転者講習

実施機関に対し、安全運転に必要な自己制御能力に関する資料提供を積極的に行う。

・ 更新時講習

更新区分に応じて、適正な更新時講習に努める。

・ 高齢者講習

高齢者講習は、座学、運転適性検査の実施及び実車指導により高齢者特有の身体機能の低下を自覚させ、個々の運転適性に応じた安全運転方法を具体的に指導する。また、認知機能が低下した際に行われやすい一定の違反行為をした場合には、臨時に認知機能検査を行い、その者が一定の基準に該当した場合、臨時高齢者講習を実施する。

・ 違反者講習

違反者講習は、講習区分（社会参加活動コースと実車指導コース）に応じた講習の充実を図り、個別に安全指導を行い、違反行為の再発防止を図る。

・ 停止処分者講習

安全運転意識の醸成を重点に、運転行動診断や運転シミュレータ等を活用した運転適性検査を実施することにより、個別安全運転指導を強化して違反行為の再発防止を図る。

・ 取消処分者講習

運転適性検査と実車による技能診断を基に、運転上の問題点を受講者に自覚させて、運転態度の改善を図り、個別のかつ具体的な指導を行う。

○ 技能試験コースにおける自動車安全運転練習日の開設（予約制・無料）

いわゆるペーパードライバー、初心運転者、高齢運転者等の運転練習希望者に対し、毎月第1・第3・第5日曜日の午前中、総合交通センター技能試験コースを開放し、自動車運転技術の向上を図る。

○ 運転免許取得者等教育等の積極的活用

教習所等において実施している運転免許所持者の運転技能向上のための運転免許取得者等教育等について、その受講等の区分に応じて更新時講習又は高齢者講習等が免除されることなどを周知し、積極的な活用を図る。

○ 運転免許取得者に対する再教育・地域の交通安全教育センターとしての自動車教習所の機能の充実

・ 教習所が保有する知識、技能及び施設を活用して、高齢者、若者、小中学生等対象ごとの参加・体験・実践型実技講習を積極的に推進する。

・ 自動車運転の知識や技能の向上に加え、交通事故犠牲者家族の手記「妹よ」を活用するなど「心の教育」の推進に努める。

細々目	ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育
[計画の方針及び概要]	
○ 運転適性検査により、受講者の運転特性を診断 運転適性検査を厳正に行うことにより、危険な運転特性を検出し、運転者に自覚させる。 ○ ディスカッション指導により運転行動を改善 妨害運転等をテーマとしたディスカッションを行い、運転中の感情や状況に対する認識が運転行動と関連があることを理解させる。 ○ 運転適性検査の結果に基づき、個別的指導等を実施、悪質・危険な運転特性の矯正 指導者は誠意・情熱を持って、運転適性検査の結果に基づき、妨害運転等を行った結果、事故を起こしたり、検挙された際の精神的、経済的、時間的苦痛、損失は計り知れないものがあることを個別的に指導し、運転特性の矯正を図る。	
細々目	エ 二輪車安全運転対策の推進
[計画の方針及び概要]	
○ 運転免許取得者等教育の推進 ・ 県内の二輪車教習実施教習所で実施している運転免許取得者等教育（２号課程）を広く周知して受講を促し、安全意識の高い二輪ライダーの育成を図る。 ・ きめ細かな原付講習の実施 取得時講習である原付講習において、個々によるきめ細やかな安全運転指導を行う。 ○ 二輪車安全運転技能の向上 ・ 若者、二輪車愛好者等を対象とした参加・体験型の技能講習を推進するため、関係機関・団体が開催する「二輪車安全運転大会」を後援する等交通安全思想の普及・高揚と運転技能の向上を図る。 ・ 二輪車二人乗り技能の向上 県内の二輪車教習実施教習所で実施している運転免許取得者等教育（７号課程）を広く周知して受講を促し、特に危険な二輪車の二人乗りに関して技術の向上を図る。 ○ 安全運転中央研修所における安全運転教育指導者の養成等 大型自動二輪教習実施教習所の二輪教習指導員・技能検定員を安全運転中央研修所に入所させることで、質の高い指導員・検定員を養成するとともに、教習指導体制の強化を図る。	
細々目	オ 高齢運転者対策の充実
[計画の方針及び概要]	
○ 高齢者運転免許証自主返納サポート事業の推進 運転免許証を返納等した高齢者に対して、サポート事業を行う事業者や団体を集約し、公表することで、返納者が特典を利用しやすい環境づくりに努め、返納の促進を図る。 ○ 各種支援制度の普及拡大 各事業者や団体に高齢運転者の交通事故防止対策の必要性を訴えるとともに、各種支援事業の実施又は拡大を呼び掛け、高齢者が運転免許証を返納しやすい環境を構築する。 ○ 運転適性検査車や「ふれあい号」の活用 ○ 運転免許取得者等教育３号・４号課程の充実 教習所等が実施している運転免許取得者等教育のうち、高齢者を対象とした教育（３号・４号課程）への積極的参加を推進する。 ○ 高齢運転者に対し、安全運転サポート車（略称：サポカー）の体験乗車を取り入れた交通安全教育を実施する。 ○ 高齢者講習等管理システムの活用 認知機能検査・運転技能検査受検日及び高齢者講習受講日を指定した通知書の発送及び予約状況をリアルタイムに確認できるシステムを活用することにより、高齢運転者の支援及び負担軽減を推進する。	

○ 運転技能検査の適正な実施 75歳以上で一定の違反歴のある者は、運転免許証更新時に運転技能検査を受検する必要がある。検査の結果が一定の基準に達しない者には、運転免許証の更新をしない。		
細々目	カ シートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底	
[計画の方針及び概要]		道路管理課 交通企画課 交通指導課
○ 関係機関・団体と連携し、各種講習会、交通安全運動等のあらゆる機会を通じた着用推進キャンペーンの積極的な実施		
○ 街頭における指導取締りの徹底		
・ 同乗中の幼児を交通事故の衝撃から守るため、チャイルドシート使用の促進を図り、指導取締りを徹底する。		
・ 車外放出や前席者への加害防止のため、後部座席同乗者についても、シートベルト着用の指導及び広報・啓発活動の徹底を図る。		
細々目	キ 自動車運転代行業の指導育成等	
[計画の方針及び概要]		交通イノベーション推進課 交通企画課 交通指導課
○ 自動車運転代行業者に対する立入検査及び夜間街頭指導の実施		
○ 無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りの実施		
細々目	ク 危険な運転者の早期排除	
[計画の方針及び概要]		運転免許課 運転管理課
○ 適性検査の適正な実施による運転不適格者の早期発見・指導 免許更新時における視力及び運動能力の適性検査を適正に行うとともに、病気等の申告を確実に行わせ、安全運転に必要な指導を行う。		
○ 「一定の病気等」が原因で交通事故を起こした者に対する臨時適性検査等の実施及び暫定停止の執行により、道路交通環境からの危険運転者の早期排除を行う。		
○ 運転免許取消処分又は停止処分等対象者となった危険運転者に対し、処分の早期執行を実施することにより、危険運転者を交通社会から一時的に排除し、道路交通の安全を確保する。		
細目	(2) 運転免許更新手続における利便性の向上等	
[計画の方針及び概要]		運転免許課 運転管理課
○ 運転免許証日曜更新窓口の開設 平日の更新手続が困難な者に対し、日曜更新窓口を継続して開設するとともに、予約のオンライン化により申請者の負担軽減を図る。		
○ マイナンバーカードと運転免許証の一体化に係る制度内容等の周知 ホームページ等を活用し、オンライン講習や住所変更のワンストップサービス等の制度内容や利便性、留意点の周知を図る		
○ 安全運転相談の充実・強化 身体に障害等を有する者や高齢運転者等からの相談を受理する「安全運転相談ダイヤル（＃８０８０）」を周知し、身体の機能に適應した運転免許取得方法や安全運転の継続に必要な措置についての指導・助言を行うなど、安全運転相談の充実・強化を図る。		
細目	(3) 安全運転管理の推進	
[計画の方針及び概要]		交通企画課
○ 運転前後のアルコール有無の確認等の周知・徹底		
○ 安全運転管理者・副管理者に対する講習の充実、資質や安全意識の向上を図るための安全運転管理者等に対する指導の強化		
○ 安全運転管理者等の安全指導による事業所職員の交通安全意識の向上		
○ 安全運転管理者等の未選任事業所に対する指導の強化、企業内の安全運転管理体制の充実・強化などによる安全運転管理業務の徹底		
○ 道路交通法違反等に関する使用者等への通報と、下命・容認違反等による使用者の責任追		

及を念頭に置いた企業等への指導の徹底		
細 目	(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
細々目	ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立	
[計画の方針及び概要]		群馬運輸支局
○ 運輸安全マネジメントの周知・徹底 輸送の安全を確保するため、運送事業者全体として安全に対する取組である「運輸安全マネジメント」を周知・徹底		
○ 運輸安全マネジメント評価の実施 運輸安全マネジメント評価を実施し、事業者の安全管理体制の構築・改善状況を確認するとともに、コンプライアンスの徹底・遵守の意識付けの取組を確認		
○ 「運輸防災マネジメント指針」の周知 運輸事業者が防災体制の構築と実践を進める際の指針とし、防災意識の向上及び事前対策強化等を支援する取組の強化を図っていく。これら取組などにより、運輸安全マネジメント制度の取組の強化・拡充		
細々目	イ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底	
[計画の方針及び概要]		群馬運輸支局
○ 指導監督の充実・強化 ● 法令違反が疑われる事業者に対する重点的かつ優先的な監査の実施 ・ 重大事故惹起及び法令違反事業者に対する厳正な監査の実施 ・ 労働基準監督署との合同監査・監督の実施など ● 貸切バス事業者に対し、安全性向上に向けた運行管理体制の強化を推進し、指導や監査により法令遵守を徹底する。		
○ 関係機関との連携 ● 関係行政機関相互の連絡会議の開催、指導監督結果の相互通報制度の活用 ● 貨物自動車運送事業法に基づく適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る国への速報等の設定 ● 実際に運行する貸切バスに対して民間の調査員が一般の利用者とし乗車し、法令遵守状況の調査を行う「覆面添乗調査」を実施する。		
○ 荷主勧告制度の運用の充実		
細々目	ウ 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等の根絶	
[計画の方針及び概要]		群馬運輸支局
○ 飲酒運転を未然に防止するため、アルコール検知器を用いた確実な点呼の実施の指導を行う。		
○ 飲酒運転を未然に防止するため、「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」の周知・徹底を図る。		
○ 危険ドラッグ等薬物使用による運行及び「ながら運転」や「あおり運転」等の迷惑運転の絶無を図るため、運転者に対する日常的な指導・監督を実施するよう事業者や運行管理者等に対しあらゆる機会を活用し指導を実施する。		
細々目	エ ICT・自動運転等新技術の開発・普及推進	
[計画の方針及び概要]		群馬運輸支局
○ 先進安全自動車、デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー、過労運転防止等の事故防止に向けた装置等の普及・促進を図る。		
○ ICTを活用した高度な運行管理の普及拡大を図る。		

細々目	オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策
[計画の方針及び概要]	
○ 運行管理者に対する講習及び整備管理者に対する研修並びに貨物軽自動車安全管理者講習において周知・指導を実施 ○ 「貨物軽自動車運送事業における安全規制」に関し、令和7年4月1日より安全対策の強化がされる内容等について、その周知・徹底を図る。（令和6年1月13日改正内容） ○ 事業用自動車総合安全プラン2025の実現に向けた取組を実施 ○ 日常点検及び定期点検整備の確実な実施について指導 ○ 大型自動車を保有する運送事業者に対し、ホイール・ナットの取付状態や、スペアタイヤ取付装置等の確実な点検整備、適切なタイヤ脱着作業や作業後の保守管理について指導を行うとともに、過失により車輪脱落事故を惹起した事業者に対し行政処分を実施	群馬運輸支局
細々目	カ 事業用事業者の事故調査委員会の提案を踏まえた対策
[計画の方針及び概要]	
○ 自動車事故調査・分析推進事業の実施 ○ 効果的な事故防止対策に活用するため、事業用自動車の事故、車両に起因する事故及び運転者の健康起因事故に係る情報収集・分析を実施	群馬運輸支局
細々目	キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進
[計画の方針及び概要]	
○ 乗務員の体調変化による運行中止等の判断・指示を運行管理者が適切に実施するための体制整備の徹底を図る ○ 健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図る。 ○ 主要な疾病について、対策ガイドラインの周知・徹底を図り、スクリーニング検査の普及を促進する。	群馬運輸支局
細々目	ク 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故防止対策
[計画の方針及び概要]	
○ 事業用自動車の高齢運転手による事故防止対策の推進 ○ 乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組の実施	群馬運輸支局
細々目	ケ 自動車運送事業安全性評価事業の促進等
[計画の方針及び概要]	
○ 「貨物自動車運送事業安全性評価事業」の促進 ○ 「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の促進 ○ 「安全性評価認定制度」に関する一般利用者への周知・啓発	群馬運輸支局
細目	(5) 交通労働災害の防止等
細々目	ア 交通労働災害の防止
[計画の方針及び概要]	
○ 群馬労働局・関東運輸局群馬運輸支局・群馬県警察本部の交通事故撲滅のための連携（令和6年8月27日「共同宣言」）。 ○ 事業場に対し、安全管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、走行管理、自動車運転者に対する教育、健康管理の実施等について定めた「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図る。 ○ 交通労働災害防止担当管理者及び自動車運転業務従事者安全衛生教育の指導、援助を行う。 ○ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下「陸災防」という。）群馬県支部の実施する交通事故防止・労働災害防止事業所パトロール、陸災防指導員及び交通労働災害等事例研究会の指導、援助を行う。 ○ 交通危険予知訓練（KYT）の定着とリスクアセスメントの普及・促進を図る。	群馬労働局

細々目	イ 運転者の労働条件の適正化等	
[計画の方針及び概要]		群馬運輸支局
○ 自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号・令和4年12月23日厚生労働告示第367号、以下「改善基準告示」という。）の履行を確保するための監督指導を実施する。		群馬労働局
○ 関係行政機関において相互の連絡会議の開催及び監査・監督結果の相互通報制度等の活用を図るとともに、必要に応じ合同による監査・監督を実施する。		
○ 「自動車運転の業務」に関し、令和6年4月1日から適用されている時間外労働の上限規制の内容や改正改善基準告示（令和4年12月23日改正）の内容等について、指導・監督を行う。		
細目	(6) 道路交通に関連する情報の充実	
細々目	ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等	
[計画の方針及び概要]		群馬運輸支局
○ 大規模災害が発生した場合の被害軽減のための情報提供を充実する。		
○ 貨物自動車運送事業者に対して、輸送貨物の危険性の認識と関係法令の遵守を徹底させるとともに、乗務員教育の徹底を図るよう指導する。		
○ 危険物運搬車両を対象とした街頭検査を実施する。		
細々目	イ 気象情報等の充実	
[計画の方針及び概要]		前橋地方気象台
道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。		
○ 気象観測予報体制の整備等		
台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。		
○ 地震・火山の監視・警報体制の整備等		
地震・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。		
○ 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進		
緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。		
○ 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進		
火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。		
○ 情報の提供等		
交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。		
○ 気象特別警報・警報・予報等		
気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、		

報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「キキクル（危険度分布）」や気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路管理者に周知する。特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

○ 緊急地震速報（予報及び警報）等

地震による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

○ 南海トラフ地震臨時情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合は「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

○ 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

○ 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会を開催する。

項 目	4 車両の安全性の確保	
細 目	(1) 高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進	
[計画の方針及び概要]		道路管理課 交通企画課
○ 高齢運転者ミーティング		
県、県警、交通安全協会、日本自動車販売協会等が連携し、サポカーの体験乗車、運転適性検査、腹話術を用いた交通安全教育等の参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。		
細 目	(2) 自動車の検査及び点検整備の充実	
細々目	ア 自動車の検査の充実	
[計画の方針及び概要]		群馬運輸支局
○ 道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備の推進、自動車検査の高度化、質の向上を推進し、自動車検査の確実な実施を図る。		
○ 「OBD検査」導入に向けて、検査の合否判定に必要なシステムの運用について周知を図る。		
○ 街頭検査体制の充実強化を図り、不正改造車両・整備不良車両の排除を推進する。		

細々目	イ 自動車点検整備の充実
[計画の方針及び概要]	
○ 自動車点検整備の促進 - 保守管理意識の高揚及び定期点検整備等の励行の徹底、点検整備に関する適切な情報提供を図る。 「自動車点検整備推進運動」を展開することにより、点検・整備の重要性を訴える。また、運動期間中の「自動車点検整備推進デー」において、自動車ユーザーに対し、自動車なんでも相談窓口を開設する。 - 整備事業者に対し、業務の適正な実施について、指導監督を強化するとともに、自動車新技術に対応するため、新技術研修を実施し、整備・検査技術の向上を図る。 - 整備管理者に対する研修等あらゆる機会を通じた確実な指導を実施する。 - 車両不具合事故の原因把握・究明、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止を図る。 ○ 不正改造車の排除 - 暴走行為及び過積載運行を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、官民一体となった「不正改造車を排除する運動」を展開する。また、関係機関と連携を図りつつ街頭検査を実施する。 - 不正改造車撲滅のため、不正改造車に対する整備命令制度を厳正に運用する。 ○ 環境対策 - 自動車から排出される窒素酸化物等による大気汚染及び地球温暖化等の環境問題に対応し、環境にやさしい低公害車への転換を促進する。 - 粒子状物質（PM）や窒素酸化物（NOx）による大気汚染は深刻な状況であり、汚染物質の発生にディーゼル車の排出ガスが大きく影響しており、特に粒子状物質（PM）については、発ガン性や花粉症などの健康被害が懸念されている。 このため、ディーゼル自動車から排出する黒煙についても、窒素酸化物（NOx）とともにその排出量の一層の低減が求められていることから、関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を展開し、自動車ユーザー及び関係事業者の大気汚染物質の低減に係る意識の高揚、適切な点検・整備等の励行を促進する。また、期間中には、ディーゼル自動車から排出される黒煙や燃料を重点とした街頭検査を実施する。 - バス等公共交通機関の利用促進、トラック輸送の効率化等の施策を推進し、自家用車、公共交通機関のバランスのとれた都市交通体系を確立する。 - 自動車の不法投棄防止及びリサイクルの観点から自動車リサイクル法が制定されたことにより、道路運送車両法が改正され、改正後の同法に基づき自動車を永久抹消等する際に使用済自動車管理票により当該自動車が解体されたことを確認する。 ○ 自動車特定整備事業の適正化 自動車特定整備事業者に対しては、ユーザーニーズに対応した点検整備サービスの提供により、点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、整備料金及び整備内容の適正化について指導する。 ○ ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化 指定自動車整備事業の適正な運用・活用を図るために事業者に対する指導監督を強化するとともに、ペーパー車検等の不正事案に対し厳正に対処する。	
群馬運輸支局	
細 目	(3) リコール制度の充実・強化
[計画の方針及び概要]	
○ リコール等の疑いのある交通事故・車両火災の情報が警察本部から運輸支局へ提供されることにより、リコールの迅速・確実な実施を図る。 ○ 自動車のリコールに関する情報処理体制を充実し、照会等に迅速に対応する自動車ユーザー対策の推進を図る。	
群馬運輸支局	

項 目	5 道路交通秩序の維持
細 目	(1) 交通指導取締りの強化等
細々目	ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等
[計画の方針及び概要]	
○ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進	交通指導課
- 交通事故分析機能システムを活用して、交通事故発生実態、違反実態を分析し、地域住民の取締り要望等も勘案して、事故多発路線を中心とした効果的な交通指導取締りを推進する。 - 悪質・危険性の高い無免許運転や飲酒運転をはじめ、交通事故に直結する著しい速度超過、携帯電話使用、信号無視、一時不停止違反等を重点的に取り締まるほか、軽微な違反についても指導・警告を実施し、重大事故の未然防止に努める。 - 飲酒運転の取締りに当たっては、運転者の責任追及に止まらず、酒類提供者、自動車等の提供者、同乗者等の責任追及にも努める。 - 児童、高齢者、障害者等の交通弱者を保護する観点から信号機のない横断歩道を重点に歩行者等優先の啓発を図るとともに、横断歩行者妨害違反取締りを強化する。 - 通学路周辺における交通事故の発生を防止するため、スクールゾーンでの可搬式速度違反自動取締装置を使用した速度超過、通行禁止違反等の交通指導取締りを強化するとともに、警察署ごとに重点通学路を指定し、制服警察官による街頭活動を推進する。 - 新たな取締り機器の導入と、より効果的な取締りのための資機材の研究開発、整備に努める。 - 特定小型原動機付自転車の交通ルールを守らない運転者に対する指導取締りを徹底する。	
○ 背後責任の追及	
- 事業活動の業務に関してなされた飲酒運転、過積載、速度超過、過労運転に関しては、使用者等の背後責任を積極的に追及するとともに、使用者に対する指示、自動車の使用制限措置を迅速かつ的確に行い、再犯の防止に努める。 - 道路交通法第 108 条の 34（使用者に対する通知）に基づき、車両の使用者及び監督行政庁に対する違反行為の通知を積極的に実施し、関係機関等による指導措置を行い、違反の根源を絶つ対策を推進する。	
細々目	イ 高速自動車国道における交通指導取締りの強化等
[計画の方針及び概要]	
○ 効果的な機動警ら、駐留監視活動の実施	交通指導課
交通流や事故発生状況等の実態に即した効果的な機動警ら、駐留監視活動等を実施する。	
○ 悪質・危険・迷惑性の高い違反を重点とした指導取締りの強化	
重大事故に直結する著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、通行帯違反等を重点とした取締りを強化する。	
細 目	(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
細々目	ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底
[計画の方針及び概要]	
初動捜査の段階からの自動車運転死傷処罰法第 2 条又は第 3 条（危険運転致死傷罪）を視野に入れた捜査の徹底	交通指導課
細々目	イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化
[計画の方針及び概要]	
捜査態勢の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上	交通指導課

細々目	ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進	
[計画の方針及び概要]		交通指導課
○ ひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等科学的捜査を支える装備資機材等の整備の推進		
○ 客観的な証拠に基づく科学的な交通事故事件等の捜査の推進		
細 目	(3) 暴走族等対策の推進	
細々目	ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の徹底	
[計画の方針及び概要]		私学・青少年課 交通指導課
○ 暴走族の反社会性について積極的な広報活動を行い、暴走族追放気運の高揚に努める。		
○ 家庭、学校、職場、地域等における相談体制の充実により、加入阻止、離脱支援対策を推進する。		
○ 各警察署は、ガソリンスタンド経営者に対し、「群馬県暴走族等の追放の推進に関する条例」に基づき、「暴走行為をするおそれがある自動車等に対し、燃料を販売しない。」、「暴走・改造車両には、給油しない。」活動を展開し、暴走族追放気運の醸成を図る。		
○ 群馬県青少年健全育成条例で禁止されている、暴走行為を行うようあり、そそのかす行為、暴走族等への加入勧誘や脱会妨害等について、家庭、学校、職場、地域、青少年関係機関や健全育成団体に対しての周知を徹底して、青少年を取り巻く社会環境の整備を推進する。		
○ 青少年行政担当者・学校教諭向けの執務資料(青少年だより)を発信し、暴走行為への参加を SNS で募るなど青少年を取り巻く様々な問題の最新情勢や対応要領について情報提供を行い、学校現場を支援する。		
細々目	イ 暴走行為阻止のための環境整備	
[計画の方針及び概要]		私学・青少年課 交通指導課
○ 施設管理者に協力を求め、施設の管理改善等により暴走族や観衆を参集させない環境づくりを推進する。		
○ 暴走族や観衆が参集する場所の周辺路線に対し、右左折・Uターン禁止等の交通規制を行うなどの対策を講じ、参集や暴走行為をさせない道路環境づくりを推進する。		
細々目	ウ 暴走族等に対する指導取締りの推進	
[計画の方針及び概要]		群馬運輸支局 交通指導課
○ 集団暴走行為、爆音暴走行為等その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底するとともに解散指導を積極的に推進する。		
○ 不法改造車両の積極的な取締りを行い、不正改造車両等を押収、司法当局への没収(没取)措置を働き掛けるなど暴走族と車両の積極的分離を図る。		
細々目	エ 暴走族関係事犯者の再犯防止	
[計画の方針及び概要]		私学・青少年課 交通指導課
暴走族少年の事件捜査に当たっては、組織の実態や被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにし、暴走族グループの解体や構成員等の離脱への働きかけなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努める。また、暴力団との関わり合いのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。		
細々目	オ 車両の不正改造の防止	
[計画の方針及び概要]		群馬運輸支局
○ 不正改造車両に対する取締りを強化し、道路運送車両法に規定する不正改造の禁止規定を活用し、暴走行為を助長するような車両の不正改造を行った業者に対する責任追及を徹底する。		
○ 関係機関との連携を強化し、整備命令制度の効果的運用に努める。		

項 目	6 救助・救急活動の充実	
細 目	(1) 救助・救急体制の整備	
細々目	ア 救助体制の整備・拡充	
[計画の方針及び概要] 救助工作車・資機材に対する国庫補助制度を積極的に活用し、その整備を促進する。		消防保安課
細々目	イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実	
[計画の方針及び概要] 迅速な救急・救助活動の確保のため、県と消防本部間の連絡体制の整備を推進する。		消防保安課 医務課
細々目	ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進	
[計画の方針及び概要] ○ 現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施及び自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた手当に関する講習会等の啓発活動を推進する。 ○ 心肺蘇生法に関する基準等の応急手当の知識・実技の普及を図る。 ○ 救急の日、救急医療週間等の機会を通じた広報啓発活動を推進する。		消防保安課 医務課 健康体育課
細々目	エ 救急救命士の養成・配置等の促進	
[計画の方針及び概要] ○ 救急隊員を対象とした救急救命士の計画的養成を行うため、(一財)救急振興財団に対し、負担金を支出し、教育訓練事業を推進する。 ○ 気管挿管、薬剤投与等を円滑に実施するための講習及び実習を推進する。 ○ 医師の指示・指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。 9,352 千円		消防保安課 医務課
細々目	オ 救助・救急資機材等の装備の充実	
[計画の方針及び概要] 救助・救急資器材等に対する国庫補助制度を積極的に活用し、その整備を促進する。		消防保安課
細々目	カ 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進	
[計画の方針及び概要] 相互応援協定に基づく近県防災ヘリコプターの受援により、交通遠隔地からの搬送及び、高度医療機関への転院搬送等、ヘリコプターの特性を活かした救急業務を実施する。		消防保安課
細々目	キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	
[計画の方針及び概要] 県消防学校において、救急科、救助科等を引き続き実施するほか、使用教材の充実を図る。 5,937 千円		消防保安課
細々目	ク 高速自動車国道における救急業務実施体制の整備	
[計画の方針及び概要] 沿線消防本部との連携を密にし、情報連絡体制の充実を引き続き推進する。 30 千円		消防保安課 東日本高速道路
細 目	(2) 救急医療体制の整備	
細々目	ア 救急医療機関等の整備	
[計画の方針及び概要] ○ 初期救急医療体制の整備		医務課

初期救急医療体制を構成する休日夜間急患センター、在宅当番医制及び救急医療告示機関、救急医療協力機関の整備充実を推進する。		
・休日夜間急患センター		
実施	8（前橋、高崎安中、桐生、伊勢崎、太田館林、渋川、富岡、沼田）	
未実施	2（藤岡、吾妻）	
・在宅当番医制		
実施	12（前橋市医師会ほか 11 郡市医師会）	
未実施	1（富岡市甘楽郡医師会）	
・救急医療機関整備 令和 7 年 2 月 1 日現在		
救急医療告示機関	73（病院 72、診療所 1）	
救急医療協力機関	31（病院 17、診療所 14）	
総 計	104	
○ 第二次救急医療体制の整備		
休日・夜間における重症救急患者の医療を確保するため、二次医療圏単位で実施されている病院群輪番制方式の整備を推進する。		
○ 病院群輪番制		
実施	10（前橋、高崎安中、桐生、伊勢崎、太田・館林、渋川、藤岡、富岡、吾妻、沼田）	
○ 第三次救急医療体制の整備 325,582 千円		
重篤救急患者の救命救急医療を 24 時間体制で確保するため、救命救急センターの運営を支援する。また、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対応する医療を確保するため、高度救命救急センターの運営を支援する。		
○ 高度救命救急センター		
前橋赤十字病院		
○ 救命救急センター		
・群馬大学医学部附属病院		
・高崎総合医療センター		
・太田記念病院		
○ 統合型医療情報システムの効率的運用 76,354 千円		
救急患者の的確、迅速な医療を確保するため、医療機関における応需情報の収集及び消防本部への情報提供を、一元的にコントロールするとともに、救急搬送情報をリアルタイムで共有する統合型医療情報システムを運営する。		
【整備状況】 令和 7 年 2 月 1 日現在 参加医療機関 73		
細々目	イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等	
[計画の方針及び概要]		医務課
救急医療を担当する医師に対し、専門的な知識と技術の向上を図るための研修を実施するとともに、厚生労働省の実施する救急医療に関する研修への医師・看護師等の参加を推進する。		
細々目	ウ ドクターヘリ事業の推進	
[計画の方針及び概要]		医務課
救命救急センターにドクターヘリを配備する。 355,078 千円		
【配 備 先】 前橋赤十字病院救命救急センター		
【運航時間】 8:45～18:00（または日没 30 分前のいずれか早い方）		
細 目	(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	
[計画の方針及び概要]		消防保安課 医務課
○ 災害や大規模事故等の現場で救命処置を行う DMA T の養成のため、関東ブロック DMA T 訓練に参加するとともに、群馬局地 DMA T 研修を実施する。		
○ プレホスピタルケアの強化のため、メディカルコントロール体制の充実を図る。		

項 目	7 被害者支援の充実と推進	
細 目	(1) 自動車損害賠償保障事業の充実等	
細々目	ア 政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運用	
[計画の方針及び概要]		道路管理課 交通指導課
自賠責保険から救済が受けられない（ひき逃げされ相手が判明しない、事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない場合）人身事故の被害者に対し、政府の保障事業制度、相談先について教示し、対象事故の被害者支援を充実させる。		
細々目	イ 無保険（無共済）車両対策の徹底	
[計画の方針及び概要]		群馬運輸支局
○ 自動車損害賠償責任保険（共済）への加入指導の徹底		
街頭取締り、年末年始の輸送等における安全総点検の際に、無保険・無共済車両の自動車損害賠償責任保険（共済）への加入義務の励行を徹底する。また、原動機付自転車については、市町村に加入指導の徹底を依頼する。		
○ 監視活動の強化		
無保険（無共済）の軽二輪自動車及び原動機付自転車に対しては、関東運輸局長が任命している無保険（無共済）車指導員による監視活動を推進する。		
細 目	(2) 損害賠償の請求についての援助等	
細々目	ア 交通事故相談活動の推進	
[計画の方針及び概要]		道路管理課 交通指導課
交通事故相談所運営 7,067 千円		
・ 人員：相談員 2 名		
・ 受付時間：月～金曜日（祝日を除く）9:00～15:30		
細々目	イ 損害賠償請求の援助活動等の強化	
[計画の方針及び概要]		交通指導課
「交通事故の被害者とその家族のために（交通事故被害者の手引き）」の作成・交付により、刑事手続の概要の教示、交通事故証明の申請方法等損害賠償手続の概要等の教示、政府保障事業、交通事故被害者等の救済を目的とする機関等の紹介等被害者に対する適切な交通事故相談活動を推進する。		
細 目	(3) 交通事故被害者支援の充実強化	
細々目	ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実	
[計画の方針及び概要]		道路管理課
自動車事故被害者等に対する援助措置の充実		
○ 公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金等による交通遺児に対する支援の充実		
佐藤交通遺児福祉基金等、交通事故被害者や交通遺児に対する援護制度を周知し、対象者に対する確実な支援を実施する。		
細々目	イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	
[計画の方針及び概要]		交通指導課
ひき逃げ事件、交通死亡事故、全治 3 か月以上の重傷事故及び危険運転致死傷罪に該当する事件の被害者及びその遺族に対して、捜査状況等の連絡を行うほか、被害者等から事故の概要等について説明を求められた場合に適切に対応するなど、交通事故事件の被害者等の心情に配慮した適切かつ確実な被害者連絡の実施に努める。		

注) 項目 2－(1)－ア「成人に対する交通安全教育の推進」及び項目 2－(1)－イ「高齢者に対する交通安全教育の推進」の詳細は、第 2 次群馬県交通安全教育アクション・プログラムを参照

第二章 鉄道交通の安全

[第1節] 重大な列車事故の未然防止

項 目 1 鉄道交通環境の整備

細 目 (1) 鉄道施設等の安全性の向上

[計画の方針及び概要]

鉄道事業者

計画 種別	令和7年度計画			備考
	事業量	施 行 箇 所	事業費 (千円)	
軌 道 強 化	3,973 本	高崎線・八高線・吾妻線	225,450	PC マクラギ化
	100m	高崎線	20,000	道床交換
	101 本	高崎線・上越線・両毛線	23,245	分岐マクラギ合成化
	90 本	上越線 群馬総社～八木原	16,300	合成橋マクラギ化
	335 本	上信線 山名駅構内上下線	41,000	PC マクラギ化
	440 本	わたらせ渓谷線 下新田～間藤	13,153	木マクラギ交換
	40m	わたらせ渓谷線 原向～通洞	2,960	道床交換
軌 道 重 量 化	541m	両毛線 岩舟～佐野	37,200	40kgN→50kgN
	212.5m	上毛線 上泉～赤坂	38,000	37kgN→50kgN
	375m	上信線 山名駅構内上下線	79,000	30kg・40kgN→50kgN
	448.6m	わたらせ渓谷線 中野～小中	38,560	37kgN→50kgN
			40,000	橋りょう改良
橋 梁 改 良	2 連	上越線 高崎問屋町～井野 第一浜尻橋りょう	5,550	耐震落橋防止補強
	1 か所	わたらせ渓谷線 上神梅～本宿 深沢橋りょう		
落 石 ・ 斜 面 対 策	1 か所	信越線 安中～磯部	34,000	のり面格子砕工
	600 m ²	上越線 敷島～津久田	30,000	のり面吹付工
そ の 他	1 か所	高崎線 高崎操車場～高崎 和田多中踏切	7,000	踏切構造強化
	1 か所	上越線 沼田～後閑 原田踏切	8,800	踏切構造強化
	1 か所	両毛線 駒形構内 本郷踏切	14,400	踏切構造強化
	1 か所	両毛線 小俣～桐生 第三諏訪踏切	4,800	踏切構造強化
	6 か所	信越線 北高崎～群馬八幡 西馬場踏切 磯部～松井田 高谷外戸踏切	22,000	踏切警報灯改良 (全方位化)

そ の 他		八高線 毛呂～越生 第二平山踏切 第二久保踏切 五領踏切		
		明覚～小川町 槻川踏切		
	1 か所	八高線 丹荘～群馬藤岡 神流川橋りょう	120,000	根固め工
	1 か所	信越線 群馬八幡～安中 下碓氷川橋りょう	200,000	根固め工
	250m	上毛線 新屋～粕川	25,410	50kgN→50kgN (同種交換)
	1 か所	上毛線 新屋～粕川 粕川橋りょう	22,590	橋りょう桁塗装修繕 橋りょう木マクラギ 交換
	1 か所	上毛線 新里駅構内 第78号踏切	27,000	警報器遮断機更新
	1 か所	上信線 山名～西山名 山名踏切	19,725	第4種→第1種
	1 か所	上信線 西山名～馬庭 天水踏切	30,176	第4種→第1種
	1 か所	上信線 西山名～馬庭 馬庭東踏切	19,625	第4種→第1種
	1 か所	上信線 吉井～西吉井 吉井川踏切	23,653	第4種→第1種
	1 か所	わたらせ渓谷線 下新田～運動公園 第2下新田踏切	9,000	踏切保安設備更新

細 目 (2) 運転保安設備の整備

[計画の方針及び概要]

鉄道事業者

○ 運転保安設備等の整備（整備計画）

緊急整備計画に基づく急曲線・分岐器の速度超過防止用ATS等の設置などによる運転保安設備の整備・充実を進める（JR東日本：警報機や遮断機の無い踏切の手前に気笛吹鳴標識を平成29年6月に全32か所設置済み。急曲線・分岐器の速度超過防止用ATS設置済み。）。

○ 鉄道構造物の耐震性の強化

橋梁の橋脚、トンネル、落石防止設備等の点検巡視を実施する。

○ 曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について法令により整備の期限が定められたものの整備については、平成28年6月までに完了したが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図る。

項 目	2 鉄道の安全な運行の確保	
細 目	(1) 運転士の資質の保持	
[計画の方針及び概要]		群馬運輸支局 鉄道事業者
○ 運転士資質の保持		
運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適正な実施をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。また、運転士が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議の開催等の機会を捉えて適切に指導する。さらに、入手した運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、とりまとめを行い、鉄道事業者へ周知する。		
○ 主な教育訓練計画		
普 通 課 程	運転関係従事員	基本動作と異常時取扱い
集 合 教 育	〃	基本動作と異常時取扱い
業 間 教 育	〃	基本動作と異常時取扱い
添 乗 指 導	〃	基本動作と運転事故防止
巡 回 指 導	〃	日常作業の指導と管理
若 年 者 教 育	〃	運転取扱実施基準、基本動作、異常時取扱い
異 常 時 訓 練	運転・保安関係従事員	異常時取扱いと事故復旧訓練
事故防止教育	運転・保安・保守関係従事員	事故事例研究と対策、異常時復旧訓練、列車防護訓練
安全衛生教育	〃	災害事例研究と対策、安全教育、触車災害防止基準等
請負業者教育	工事請負業者	安全教育、事故防止教育、工事指揮者列車見張員教育等
適 性 検 査	運転関係従事員	クレペリン検査
細 目	(2) 安全上のトラブル情報の共有・活用	
[計画の方針及び概要]		群馬運輸支局 鉄道事業者
○ 重大な列車事故を未然に防止するため、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進する。		
○ 鉄道事業者間で安全上のトラブル情報の共有化を推進する。		
○ 運輸局による安全上のトラブル情報の共有・活用		
鉄道事業者の安全担当者等による保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行う。 また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより事故等の再発防止に活用する。		
細 目	(3) 気象情報等の充実	
[計画の方針及び概要]		前橋地方气象台 鉄道事業者
鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象観測予報体制の整備、地震・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布別形式の短時間予測情報として「雨雲の動き（竜巻発生確度ナウキャスト）」を提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。 なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの		

火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。

- ・ 気象台からの情報収集のほか、民間気象会社と連携した防災管理による早期対応の実施
- ・ 地震計・雨量計・風速計の適正管理
- ・ 「早期地震警報システム」や「緊急地震速報」による、防災初動体制の迅速化
- ・ 気象情報の収集手段の充実
- ・ 気象観測機器の適正な配置及び早期対応の徹底
- ・ 警戒体制及び復旧体制の確立
- ・ 非常時における対応の熟知
- ・ 降雪時等迅速な除雪を実施するための、鉄道事業者に対する除雪車の出動準備及び除雪体制の確認の実施
- ・ 長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合の運行再開と乗客救出の対応の平行実施
- ・ 鉄道事業者に対する利用者の行動判断に資する情報提供等の指導

細 目	(4) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
-----	--------------------------

[計画の方針及び概要]	群馬運輸支局 鉄道事業者
-------------	-----------------

国及び鉄道事業者における夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・

確認し、大規模な事故等が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

また、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、外国人を含む利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者への適切な情報提供等を行うよう指導する。

細 目	(5) 計画運休への取組
-----	--------------

[計画の方針及び概要]	群馬運輸支局 前橋地方気象台
-------------	-------------------

鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気

象状況により、列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。

また、対応に関する情報提供を行うに当たっては、内容・タイミング・方法について留意させるとともに、外国人利用者にも対応するため、多言語案内体制の強化も指導する。

項 目	3 鉄道車両の安全性の確保
-----	---------------

[計画の方針及び概要]	群馬運輸支局 鉄道事業者
-------------	-----------------

発生した事故や科学技術の進歩を踏まえ、鉄道車両の安全対策を進める。

項 目	4 救助・救急体制の充実
-----	--------------

[計画の方針及び概要]	群馬運輸支局 鉄道事業者
-------------	-----------------

鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ

的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。

〔第2節〕利用者等の関係する事故の防止

項 目	1 鉄道施設等の安全性の向上	
〔計画の方針及び概要〕		鉄道事業者
○ 駅施設等における高齢者、障害者等の安全利用に配慮した段差の解消等のバリアフリー化及び転落防止設備等の整備の推進 ○ 列車の速度が速く、かつ、1時間当たりの運行本数の多いホームにおける非常停止押しボタンの整備等を行うなどの安全対策の推進 ○ 鉄道施設の維持管理及び補修の適切な実施 ○ 老朽化が進んでいる橋梁等の施設の長寿命化に資する補強・改良の実施 ○ 補助制度等を活用した地域鉄道の施設・車両等の適切な維持・補修の推進 ○ 多発する自然災害へ対応するための防災・減災対策の強化 ○ 切土・盛土等の土砂災害への対策の強化、地下駅等の浸水対策の強化等の推進 ○ 首都直下地震・南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策の推進		
項 目	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	
〔計画の方針及び概要〕		鉄道事業者
○ 東武鉄道株式会社 - 春と秋に実施される「全国交通安全運動」のほか車両基地をお客様に開放するイベント「東武ファンフェスタ」等を活用し、広報活動や啓発活動を行い、踏切事故の防止に取り組む。 - なお、取り組み内容は次のとおり ・ 「全国交通安全運動」期間中における車内吊り広告の掲出 ・ 警察及び各団体と連携した踏切を通行する歩行者、自転車、自動車等に対する交通安全啓発品の配布 ・ 沿線の小学校等に対する電車と踏切の安全を題材とした啓発品の配布 ・ 緊急時の対処方法啓発のための踏切非常停止ボタン操作の体験デモの実施 ○ 上信電鉄株式会社 - 春と秋に実施される「全国交通安全運動」を主に、踏切事故の防止に対する広報活動や啓発活動を行います。なお、取り組み内容は次のとおり ・ 「全国交通安全運動」期間中における駅構内にポスター掲示、主要踏切に交通安全横断幕の掲出 ・ 沿線の幼稚園・小学校等に対し電車と踏切の安全を題材とした啓発品の配布		

第三章 踏切道における交通の安全

項 目	1 鉄道事業者が主体となった施策の推進														
細 目	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施														
[計画の方針及び概要]		交通規制課 鉄道事業者													
事故歴のある踏切に踏切支障報知装置の設置等を実施する。また、3種、4種踏切については踏切道の廃止及び1種化への格上げを検討する。															
項 目	2 道路管理者と鉄道事業者が連携した施策の推進														
細 目	(1) 踏切道の統廃合の推進														
[計画の方針及び概要]		道路管理課 鉄道事業者													
踏切道改良促進法に基づき、道路管理者、鉄道事業者等関係者と協議を行い、踏切道の立体交差化、構造改良等に併せ、近接踏切道の統廃合に努めるとともに、これら以外の踏切道についても、地域の合意を踏まえ、統廃合を推進する。															
細 目	(2) 踏切道の立体交差化及び構造改良の促進														
[計画の方針及び概要]		道路管理課 道路整備課 都市整備課 鉄道事業者													
○ 立体交差事業		跨線橋方式又は地下道方式により、道路と鉄道の立体交差化を図る。													
○ 構造改良計画		・ 踏切道改良促進法に基づくもの													
		<table><tr><td>線名</td><td>県道名</td><td>踏切名</td><td>事業概要</td></tr><tr><td>高崎線</td><td>元島名倉賀野線</td><td>中里街道</td><td>歩道拡幅</td></tr><tr><td>東武伊勢崎線</td><td>麦倉川俣停車場線</td><td>伊勢崎第280号</td><td>歩道拡幅</td></tr></table>		線名	県道名	踏切名	事業概要	高崎線	元島名倉賀野線	中里街道	歩道拡幅	東武伊勢崎線	麦倉川俣停車場線	伊勢崎第280号	歩道拡幅
線名	県道名	踏切名	事業概要												
高崎線	元島名倉賀野線	中里街道	歩道拡幅												
東武伊勢崎線	麦倉川俣停車場線	伊勢崎第280号	歩道拡幅												
・ 地域課題踏切に基づくもの		なし													
細 目	(3) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置														
[計画の方針及び概要]		群馬運輸支局 道路管理課 鉄道事業者													
○ 緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切道安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切道の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。															
○ 踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置等を検討する。															
○ 自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。															
○ ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。															
○ 平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障の発生などの課題に対応するため、災害時の管理方法の指定制度に基づき指定した緊急輸送道路上等の踏切道について、道路管理者と鉄道事業者の連携による災害時の踏切優先開放等の措置を確実に実施する取組を進め、災害時の適確な管理を促進する。															
○ 第4種踏切道を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の導入を推進する。															

令和 7 年 4 月発行
令和 7 年度 群馬県交通安全実施計画
発 行 群馬県交通安全対策会議
編集発行 群馬県県土整備部道路管理課
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
027(223)1111
ダイヤルイン 027(226)2388